

東大和市子ども・子育て未来プラン 《令和2年度～6年度実施状況報告書》

第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画
第1期東大和市次世代育成支援行動計画
第1期東大和市子ども・若者計画
第1期東大和市子どもの貧困対策計画



東京
ゆったり日和
東やまと

目次

I 計画の進行管理	…1ページ
II 子ども・子育て支援事業	…2ページ
〔 第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画 〕	
1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	…3ページ
1 認定区分の分類と保育の必要性	
2 「量の見込み」を算出する項目	
2. 人口の見込み	…5ページ
3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	…6ページ
1 保育園、幼稚園等事業	
…(1)1号認定(3～5歳・幼児期の学校教育のみ)	
…(2)2号認定(3～5歳・保育の必要性あり)	
…(3)3号認定(0歳・保育の必要性あり)	
…(4)3号認定(1～2歳・保育の必要性あり)	
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	…9ページ
1 時間外保育事業(延長保育事業)	
2 放課後児童健全育成事業(学童保育所運営事業)	
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画	
3 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)	
4 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	
5 一時預かり事業	
…(1)幼稚園による一時預かり事業	
…(2)一時預かり事業・緊急一時保育事業	
6 病児保育事業(病児・病後児保育事業)	
7 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
8 利用者支援事業	
…(1)保育コンシェルジュ事業・特定型	
…(2)母子保健型	
9 妊婦健康診査事業	
10 乳児家庭全戸訪問事業	
11 養育支援訪問事業	
12 要保護児童対策地域協議会運営事業(子ども家庭支援センター運営事業)	
13 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
…(1)新規参入施設等への巡回支援	
…(2)認定こども園特別支援教育・保育経費	

5.教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	…22ページ
1 認定こども園の普及に係る基本的考え方	
2 質の高い教育・保育の提供に向けた取組	
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	
4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携	
5 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携	
6.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	…24ページ
7.基本指針に基づく任意記載事項	…25ページ
1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携	
…(1)児童虐待防止の充実	
…(2)母子家庭・父子家庭の自立支援の推進	
…(3)障害児施策の充実等	
Ⅲ 第1期東大和市次世代育成支援行動計画	…28ページ
基本目標1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります	
基本目標2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります	
基本目標3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります	
基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります	
基本目標5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります	
Ⅳ 第1期東大和市子ども・若者計画	…47ページ
基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります	
基本目標5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります	
Ⅴ 第1期東大和市子どもの貧困対策計画	…49ページ
基本目標1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります	
基本目標2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります	
基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります	
基本目標5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります	
Ⅵ 計画の成果指標	…55ページ

I 計画の進捗管理

進捗状況の管理

- 「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」及び「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」については、庁内関係各課において、具体的な内容を毎年度ごとに点検・評価し、対象事業等の実施状況を国の基本方針に基づいて公表します。
- 計画期間中の進捗管理、事業の実施状況等の点検・評価については、市長の附属機関である「東大和市子ども・子育て支援会議」において、専門的知見や市民の立場からの視点で意見や調査審議等を行います。
- 事業の実施状況や実績等については、「東大和市子ども・子育て支援会議」において、点検・評価し、必要に応じて改善を促された事業等については、改善に向け必要な措置を講ずるよう努めます。
- 「第1期東大和市子ども・若者計画」、「第1期東大和市子どもの貧困対策計画」に基づく対象事業等の実施状況については、次期計画策定に向けて行う予定の東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の結果等を踏まえ、評価を行います。
- 計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。

計画の中間見直し（令和5年3月）

- 令和2年度及び令和3年度の実績を検証した結果、計画策定時の量の見込みと実績値において大きく乖離している事業及び計画策定後に対象となった事業について、内容の見直しを行いました。
- 見直しは令和4年度から令和6年度までの3年間を対象として行いました。本報告書の計画値については、見直し後の数値を記載しています。

各事業の評価、新プランでの方向性及び計画期間を通しての評価

- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みと確保の内容を算出したものについては、各事業の「令和6年度の計画値」と実績値を比較した結果、どの程度達成したかについての自己評価を次の4つの数字で表しています。
上記以外の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業については、各事業の達成目標について、令和6年度に取り組んだ結果、どの程度到達したかについての自己評価で、その結果を次の4つで表しています。
計画の最終年度となりますので、各事業の計画期間（令和2年度～6年度）5年間を通じた実施状況についても次の4つの数字で表しています。

3・・・達成、2・・・ほぼ達成、1・・・一部達成、0・・・達成できず

また、評価の理由と、新プランでの方向性及び計画期間を通しての評価についても掲載しています。

- 第1期東大和市次世代育成支援行動計画、第1期東大和市子ども・若者計画及び第1期東大和市子どもの貧困対策計画については、各事業の達成目標について、令和6年度に取り組んだ結果、どの程度到達したかについての自己評価で、その結果を次の4つで表しています。
計画の最終年度となりますので、各事業の計画期間（令和2年度～6年度）5年間を通じた実施状況についても次の4つの数字で表しています。

3・・・達成、2・・・ほぼ達成、1・・・一部達成、0・・・達成できず

また、評価の理由と、新プランでの方向性及び計画期間を通しての評価についても掲載しています。

Ⅱ 子ども・子育て支援事業

〔 第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画 〕

第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画

東大和市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

女性の就業率の上昇や令和元（2019）年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響、首都圏における保育士人材不足などの社会情勢等を踏まえた、幼児期の教育・保育の質・量の確保のための方策及び地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援の方策について、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

計画の内容につきましては、子ども・子育て支援法第72条に基づき、学識経験者、公募委員（子どもの保護者）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学校教育関係者の11名から構成される「東大和市子ども・子育て支援会議」にて、審議・検討を行いました。

評価につきましては、庁内関係各課において、年度ごとに、各事業の確保の内容や実施状況等をもとに、点検・評価し、新プランの方向性を記載しました。また、計画期間（令和2年度～6年度）5年間を通じた評価を実施しました。

【参考】子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（市町村等における合議制の機関）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法第60条第2項の基本指針に基づき、平成30（2018）年9月に定められた新・放課後子ども総合プランに基づく市の行動計画です。

すべての小学校就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後等の居場所づくりのための方策について、女性の就業率の上昇などの社会情勢等を踏まえ、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

評価につきましては、庁内関係各課において、年度ごとに、各事業の実施状況等をもとに点検・評価し、新プランの方向性を記載しました。また、計画期間（令和2年度～6年度）5年間を通じた評価を実施しました。

評価の内容については、10頁から13頁に掲載しています。

【参考】子ども・子育て支援法

（基本指針）

第六十条

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

【参考】次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

1 認定区分の分類と保育の必要性

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。
 保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」については以下のとおりです。

「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

標準時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分した場合の認定区分は、次のとおりとなります。

教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第19条）

保育園・認定こども園・小規模保育事業所等の利用

		保育を必要とする	保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	—	
		保育短時間利用（最長8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	1号認定	教育標準時間利用
		保育短時間利用（最長8時間）		（標準4時間）

2 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業について、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査を参考に量の見込みの算出を行いました。その後、計画策定時の量の見込みと令和3年度までの実績値において大きく乖離している事業については、計画の中間見直し（1ページ参照）により内容の見直しを行いました。

なお、次ページ以降の計画値については、中間見直し後の数値を記載しています。

【教育・保育】

	事業		(認定区分)	対象
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定	幼稚園 認定こども園 保育園	2号認定	
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

【地域子ども・子育て支援事業】

	事業	本計画における対象
4	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	2～12歳以下の小学生
7	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	0～5歳
8	一時預かり事業（在園児対象）	3～5歳
	〃（在園児以外対象）	0～5歳
9	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	0～5歳
		小学1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	未就学児及び小学生 （妊婦含む）
11	利用者支援事業	子育て中の親子（妊婦含む）

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「要保護児童対策地域協議会運営事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」があります。

2. 人口の見込み

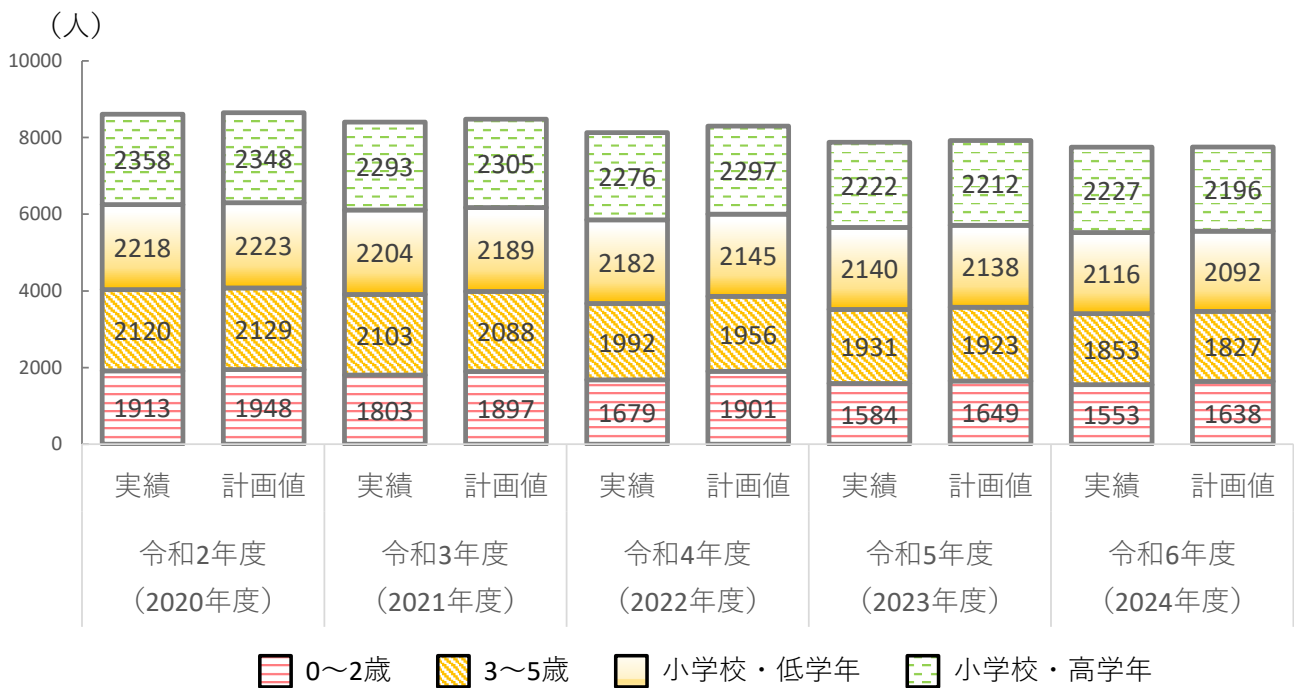
子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27（2015）年から平成31（2019）年までの4月1日現在の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計しました。その後、計画の中間見直しにより、令和5年度及び令和6年度の計画値については平成30（2018）年から令和4（2022）年までの4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに再推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
0歳	594	647	560	631	500	619	467	562	490	553
1歳	637	622	609	654	577	638	543	512	514	575
2歳	682	679	634	612	602	644	574	575	549	510
3歳	671	683	677	673	649	607	614	602	584	575
4歳	740	735	675	681	672	669	650	650	614	603
5歳	709	711	751	734	671	680	667	671	655	649
6歳	714	712	720	700	754	723	676	669	678	669
7歳	771	772	712	718	717	705	750	756	682	671
8歳	733	739	772	771	711	717	714	713	756	752
9歳	774	770	736	743	767	775	720	712	723	714
10歳	786	786	772	774	730	746	764	767	728	712
11歳	798	792	785	788	779	776	738	733	776	770
計	8,609	8,648	8,403	8,479	8,129	8,299	7,877	7,922	7,749	7,753

(各年度4月1日時点)

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

1 保育園、幼稚園等事業

【事業概要】

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

(1) 1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育のみ）

単位：人

			令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
見込み量 (A)			665	723	637	709	555	555	483	585	443	572
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、認定こども園	386	392	347	392	340	388	299	392	305	392
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	686	677	621	677	650	650	521	677	525	677
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、事業所内保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	認可外・その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計 (B)		1,072	1,069	968	1,069	990	1,038	820	1,069	830	1,069
過不足分 (B) - (A)			407	346	331	360	435	483	337	484	387	497
令和6年度の実施状況			評価		評価の理由						新プランの方向性	
令和5年度と比較し利用者数が減少し、見込み量（計画値）を下回りました。提供量については、十分な量が確保できました。 ※幼稚園等に在籍し、預かり保育を定期的に利用する児童も2号認定児童として計上しています。			3		提供量830人については、見込み量443人に対し387人上回ったので、十分な量を確保できたため。						「子ども・若者未来プラン」に基づき、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら必要な対応を検討していきます。	
計画期間を通した実施状況			評価		評価の理由							
共働き世帯等の増加に伴い、保育園の需要や預かり保育を利用する児童が増加していることから、1号認定の利用者は、年々減少傾向にあります。提供量は十分確保できました。			3		5年間を通して、提供量が見込み量を上回っており、十分な数を確保できたため。							

(2) 2号認定 (3~5歳・保育の必要性あり)

単位：人

		令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
見込み量 (A) (教育希望が強い)		135	134	140	132	161	123	105	121	138	118
見込み量 (A) (上記以外)		1,260	1,260	1,264	1,236	1,226	1,158	1,234	1,131	1,233	1,102
提供量	特定教育・ 保育施設	1,363	1,403	1,368	1,403	1,331	1,396	1,338	1,450	1,398	1,450
	確認を受け ない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	135	138	140	138	161	138	105	138	138	138
	合計 (B)	1,498	1,541	1,508	1,541	1,492	1,534	1,443	1,588	1,536	1,588
過不足分 (B) - (A)		103	147	104	173	105	253	104	336	165	368
令和6年度の実施状況		評価		評価の理由					新プランの方向性		
令和5年度との比較では、幼稚園等に在籍し預かり保育を定期的にご利用する児童が増加している影響で、利用者は若干増加しました。実績において、見込み量を提供量が165人上回りました。 ※幼稚園等に在籍し、預かり保育を定期的にご利用する児童も2号認定児童として計上しています。		3		提供量1,536人については、見込み量1,371人に対し165人上回っており、十分な量を確保できたため。					「子ども・若者未来プラン」に基づき、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら必要な対応を検討していきます。		
計画期間を通した実施状況		評価		評価の理由							
老朽化に伴う公立保育園の段階的廃園を進める一方、認可保育園の建替えや新規開設等を実施し、定員の維持・増加を図りました。また、共働き世帯等の増加に伴い、預かり保育の利用が増加していることから提供量が増加しました。		3		5年間を通して、提供量が見込み量を上回っており、十分な数を確保できたため。							

(3) 3号認定(0歳・保育の必要性あり)

単位：人

			令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
見込み量 (A)			157	196	145	191	135	136	131	138	152	135
提供量	特定教育・ 保育施設		148	168	148	168	147	147	140	147	134	147
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当 しない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭 的、事業所内保 育	18	18	18	18	15	15	15	18	15	18
	上記以外	認可外・そ の他	8	6	8	6	8	8	8	8	8	8
	合計 (B)		174	192	174	192	170	170	163	173	157	173
過不足分 (B) - (A)			17	▲ 4	29	1	35	34	32	35	5	38
令和6年度の実施状況			評価		評価の理由					新プランの方向性		
令和5年度との比較では、0歳児の利用者が増加しました。実績において、見込み量を提供量が5人上回りました。			3		提供量157人については、見込み量152人に対し5人上回っており、必要な量を確保できたため。					「子ども・若者未来プラン」に基づき、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら必要な対応を検討していきます。		
計画期間を通した実施状況			評価		評価の理由							
老朽化に伴う公立保育園の段階的廃園を進める一方、認可保育園の建替えや新規開設等を実施し、定員の維持・増加を図りました。			3		5年間を通して、提供量が見込み量を上回っており、十分な数を確保できたため。							

(4) 3号認定(1～2歳・保育の必要性あり)

単位：人

			令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
見込み量 (A)			795	774	758	772	776	766	748	753	734	753
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、認定こども園	690	646	695	646	715	682	689	710	705	710
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、事業所内保育	73	72	73	72	77	72	77	72	75	72
	上記以外	認可外・その他	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	合計 (B)		775	730	780	730	804	766	778	794	792	794
過不足分 (B) - (A)			▲ 20	▲ 44	22	▲ 42	28	0	30	41	58	41
令和6年度の実施状況			評価		評価の理由						新プランの方向性	
令和5年度との比較では、1～2歳児の利用者が減少しました。実績において、見込み量を提供量が58人上回りました。			3		提供量792人については、見込み量734人に対し58人上回っており、十分な量を確保できたため。						「子ども・若者未来プラン」に基づき、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら必要な対応を検討していきます。	
計画期間を通した実施状況			評価		評価の理由							
老朽化に伴う公立保育園の段階的廃園を進める一方、認可保育園の建替えや新規開設等を実施し、定員の維持・増加を図りました。			3		5年間のうち、令和2年度は見込み量が提供量を上回ったが、令和3年度以降は提供量が見込み量を上回り、十分な量を確保できたため。							

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

※事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

1 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を実施する事業です。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	310	420	213	411	202	208	192	202	169	197
② 確保の内容	310	420	213	411	202	208	192	202	169	197
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度の実施状況		評価	評価の理由					新プランの方向性		
令和6年度の量の見込みの計画値197人に対し、利用実績は169人となりました。		3	実績値が計画値を超えず、保育需要に対応できたため。					「子ども・若者未来プラン」に基づき、各施設において、需要に対し十分な保育施設体制を整備し、ニーズに対応していきます。		
計画期間を通した実施状況		評価	評価の理由							
令和2・3年度は実績と計画値に大きな差がありましたが、令和4～6年度は概ね計画値に近い実績となり、いずれの年度も需要に対応できました。		3	5年間を通して、実績値が計画値を超えず、保育需要に対応できたため。							

2 放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）

【事業の内容】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供している事業です。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	
① 量の見込み		800	926	794	907	814	888	825	850	849	805
	1年生	344	363	319	357	318	341	293	287	313	286
	2年生	256	219	258	203	268	269	264	290	253	240
	3年生	136	181	154	189	144	167	170	170	189	176
	4年生	48	97	48	93	66	86	65	77	64	79
	5年生	13	66	13	65	15	20	25	21	21	19
	6年生	3	0	2	0	3	5	8	5	9	5
② 確保の内容	831	827	830	857	850	850	850	850	885	850	
差異（②－①）	31	▲ 99	36	▲ 50	36	▲ 38	25	0	36	45	
令和6年度の実施状況		評価		評価の理由				新プランの方向性			
定員の弾力的な運用により、基準定員を超える児童数を受け入れました。		3		引き続き運営基準を踏まえ、各学童保育所が定員の弾力的な運用を行い、基準定員を超える受け入れを可能としたため。				「子ども・若者未来プラン」にもとづき、保護者の就労や地域ごとのニーズ等に対応するため、学童保育所待機児童対策を実施していきます。			
計画期間を通した実施状況		評価		評価の理由							
定員の弾力的な運用により、基準定員を超える児童数を受け入れました。また、令和2年度より学童保育事業の運営を民間委託し、昼食の提供等サービスを充実しました。		3		計画期間においては、運営基準を踏まえ、各学童保育所において定員の弾力的な運用を行い、基準定員を超えて受け入れ、待機児童の解消に努めたため。また、昼食の提供等サービスの充実について実施した保護者アンケートにおいても、概ね高い評価を得られたため。							

第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

【趣旨・目的】

新・放課後子ども総合プランは、「放課後子ども総合プラン」から引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、目標を設定し、新たなプランとして策定したものです。

東大和市行動計画は、新・放課後子ども総合プランに基づき、すべての小学校就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後等の居場所づくりのための方策について、女性の就業率の上昇などの社会情勢等を踏まえ、策定しています。

○事業の内容：学童保育所の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

○行動計画：「量の見込みと確保策」に記載の表（9ページ「放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）」に記載）のとおりとします。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	今後の方向性
待機児童対策の一環として、令和5年度に引き続き学童保育所の基準定員数を増やすため、弾力的な運用を実施しました。	3	運営基準を踏まえ、各学童保育所の定員を見直し、受け入れたことに加え、更に定員を増やす取組として、令和6年4月1日に学童保育所第二クラブ二小内育成室を開設したため。	国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、「子ども・若者未来プラン」においては、次世代育成支援行動計画等に包含し、放課後児童対策を進めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
待機児童対策の一環として、学童保育所の基準定員数を増やすため、弾力的な運用を実施しました。	3	計画期間においては、運営基準を踏まえ、各学童保育所の定員を見直し、受け入れを行い、また、更に定員を増やす取組として、第四、第二小学校内育成室を開設し、2か所増設できたため。	

○事業の内容：一体型の学童保育所及び放課後子ども教室の令和5（2023）年度に達成されるべき目標事業量・放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

○行動計画：「放課後子ども教室の目標事業量等」のとおりとします。

※新・放課後子ども総合プランにおいては、令和5（2023）年度までの目標事業量や実施計画等を市町村行動計画に盛り込むべきとされていますが、東大和市子ども・子育て未来プランは令和6（2024）年度までを計画期間としていることから、第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画は令和6（2024）年度までを計画期間とします。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	今後の方向性
第二小学校で一体型の実施を開始しました。	3	第二小学校では一体型施設として実施を開始し、先行して実施している第四小学校と同様に、学童保育所に在籍している児童が放課後子ども教室のプログラムに参加することが週に1回できたため。	国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、「子ども・若者未来プラン」においては、次世代育成支援行動計画等に包含し、放課後児童対策を進めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
第三小学校に加え、第四、第二小学校で一体型の実施を開始しました。	3	計画期間においては、第二、第三、第四小学校で一体型の実施を開始し、学童保育所と放課後子ども教室の連携を図り、週に1回連携事業を実施できたため。	

放課後子ども教室の目標事業量等

単位：か所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
平日毎日活動する教室の数	1	2	3	4	5
一体型の数	0	2	4	6	7
うち学校内で行う一体型	0	1	2	3	3
連携型の数	3	2	2	2	1

※一体型とは、学童保育所と放課後子ども教室の児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

※連携型とは、学童保育所と放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小中学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、学童保育所の児童が参加できるものをいう。

○事業の内容：学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

○行動計画：地理的に近接しており、一体型・連携型が可能と思われる小中学校区において、教育委員会と連携し、実施場所及びスタッフの確保に努め、一体型・連携型の実施を目指します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	今後の方向性
第二小学校で一体型を実施するため、学校・学童保育所運営業務受託者・放課後子ども教室のスタッフで運営協議会を開催し、10月から一体化を開始しました。	3	関係者で運営協議会を開催し、一体型の実施を開始できたため。	国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、「子ども・若者未来プラン」においては、次世代育成支援行動計画等に包含し、放課後児童対策を進めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
第二、第三、第四小学校で一体型実施のため、学校・学童保育所運営業務受託者・放課後子ども教室のスタッフで運営協議会を開催し、一体化を開始しました。	3	計画期間においては、第二、第三、第四小学校において、学校・学童保育運営業務受託事業者・放課後子ども教室のスタッフで運営協議会を開催し、一体型の実施を開始できたため。	

○事業の内容：小学校の余裕教室等の学童保育所及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

○行動計画：余裕教室等の使用計画や活用状況等について教育委員会に照会し、学童保育所及び放課後子ども教室としての活用について、協議します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	今後の方向性
第二小学校と協議し、同校内に「学童保育所第二クラブ二小内育成室」を開設しました。	3	教育委員会や小学校等の理解と協力を得て、第三、四小学校に続き、第二小学校内にも学校内学童保育所の開設ができたため。 また、市、学校、学童保育所運営業務受託事業者の3者で、一体型の検討、通常放課後子ども教室で使用していない校庭での試行を実施できたため。	国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、「子ども・若者未来プラン」においては、次世代育成支援行動計画等に包含し、放課後児童対策を進めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
第二、四小学校と協議した結果、同校内に「学童保育所第二クラブ二小内育成室」、「学童保育所第四クラブ四小内育成室」を開設しました。	3	計画期間においては、教育委員会や小学校等の理解と協力を得て、第三、四小学校に続き、第二小学校内にも学校内学童保育所を開設できたため。 また、市、学校、学童保育所運営業務受託事業者の3者で、一体型の検討、通常放課後子ども教室で使用していない校庭での試行を実施できたため。	

○事業の内容：学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

○行動計画：福祉部局及び教育委員会で窓口となる部署を明確にし、協議・連携の体制を整えます。令和4年度以降は学童保育所及び放課後子ども教室の両方を主管する課を教育委員会に移管し、両事業の連携を強化します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	今後の方向性
学童保育所及び放課後子ども教室の主管課である青少年課が教育委員会に移管されました。	3	学童保育所及び放課後子ども教室の主管課である青少年課が教育委員会に移管され、教育委員会での窓口を青少年課が直接担うこととなり、迅速性などが図れたため。	国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、「子ども・若者未来プラン」においては、次世代育成支援行動計画等に包含し、放課後児童対策を進めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
学童保育所及び放課後子ども教室の主管課である青少年課が教育委員会に移管されました。	3	計画期間中に、学童保育所及び放課後子ども教室の主管課である青少年課が教育委員会に移管され、教育委員会での窓口を青少年課が直接担うこととし、両事業の連携を強化を図ったため。	

○事業の内容：特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

○行動計画：特別な配慮を必要とする児童への対応について、継続的に研修を実施するほか、学校・家庭・放課後等デイサービス事業者等と連携し、児童が安心して過ごすことができるように努めます。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	今後の方向性
支援が必要な児童の理解推進に関して市で研修を実施し、また、特別な配慮が必要な児童のための対応策として、学校、家庭、子ども家庭支援センターなどとの連携を推進しました。	3	保育課主催の職員研修で、支援が必要な病児ケア等の理解推進に関する内容を取り上げたため。また、特別な配慮を必要とする児童への対応として、学校、家庭、子ども家庭支援センター等と連携ができたため。	国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、「子ども・若者未来プラン」においては、次世代育成支援行動計画等に包含し、放課後児童対策を進めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
支援が必要な児童の理解を深めるために、指導員を対象に研修を実施しました。更に、特別な配慮が必要な児童のための対応策として、学校、家庭、子ども家庭支援センターなどとの連携を推進しました。	3	5年間を通して、市主催の職員研修により、支援が必要な病児ケア等の理解推進に関する内容を実施するなど、保育の質の向上を図ったため。また、特別な配慮を必要とする児童への対応として、学校、家庭、子ども家庭支援センター等と連携をできたため。	

○事業の内容：地域の実情に応じた学童保育所の開所時間の延長に係る取組

○行動計画：引き続き、午後7時までの育成時間の延長の実施に努めます。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	今後の方向性
平成28年度から育成時間を延長し、学童保育所を午後7時まで開所しています。	3	学童保育所において、育成時間を午後7時まで延長して、保育を実施したため。	国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、「子ども・若者未来プラン」においては、次世代育成支援行動計画等に包含し、放課後児童対策を進めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
平成28年度から育成時間を延長し、学童保育所を午後7時まで開所しています。	3	5年間を通して、学童保育所において、育成時間を午後7時まで延長し、保育を実施したため。	

○事業の内容：各学童保育所が、「新・放課後子ども総合プラン」に記載した学童保育所の役割をさらに向上させていくための方策

○行動計画：通常の育成支援に加え、学習支援や、各種行事及び合同行事などの多様な活動を実施し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	今後の方向性
通常の育成支援に加え、学習支援や暦に合わせた各種行事等を実施しました。	3	年間を通して、学習支援や英語教室の実施、縁日遊びやクリスマス会、節分等、暦に合わせた行事等を行い、子どもの自主性、社会性等の一層の向上を図ることができたため。	国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、「子ども・若者未来プラン」においては、次世代育成支援行動計画等に包含し、放課後児童対策を進めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
通常の育成支援に加え、学習支援や暦に合わせた各種行事等を実施しました。	3	計画期間においては、コロナ禍を除き、年間を通して、学習支援や英語教室の実施、縁日遊びやクリスマス会、節分等、暦に合わせた行事等を行い、子どもの自主性、社会性等の一層の向上を図ることができたため。	

○事業の内容：「新・放課後子ども総合プラン」に掲げた学童保育所の役割を果たす観点から、各学童保育所における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

○行動計画：各学童保育所の育成支援の内容について、各学童保育所から発行する広報紙により、児童や保護者に周知します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	今後の方向性
各学童保育所から毎月広報誌を発行しました。	3	各学童保育所からクラブだよりを発行し、児童の様子や行事予定、育成支援の内容について周知したため。	国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、「子ども・若者未来プラン」においては、次世代育成支援行動計画等に包含し、放課後児童対策を進めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
各学童保育所から毎月広報誌を発行しました。	3	5年間を通して、各学童保育所からクラブだよりを発行し、児童の様子や行事予定、育成支援の内容について周知したため。	

3 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【事業の内容】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上から12歳以下の小学生まで）の養育が困難となったときに、養育協力家庭等で子どもを一時的に預かる事業です。計画策定時は養育協力家庭において実施していましたが、令和3年度からはこれに加えて児童養護施設による施設型ショートステイも実施しています。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	2	28	42	28	52	42	130	42	259	42
② 確保の内容	192	192	192	192	192	192	192	192	259	192
差異 (②－①)	190	164	150	164	140	150	62	150	0	150
令和6年度の実施状況	評価		評価の理由					新プランの方向性		
相談等を通じて、利用が必要な子育て家庭にサービスを提供しました。令和6年度は全件が施設型の利用でした。	3		一時的に子どもの養育が困難となった場合に、いつでも利用できることが求められる事業であり、支援を必要としている家庭に対し、適切にサービスを提供できたため。					「子ども・若者未来プラン」にもとづき、ニーズに対して適切にサービス利用につなげていけるよう、児童養護施設又は養育協力家庭でのショートステイを提供していきます。		
計画期間を通した実施状況	評価		評価の理由							
令和2年度の実績と比較すると、令和6年度の実績は約100倍の実績となりました。令和3年度から児童養護施設で子どもを預かる施設型ショートステイを開始し、令和5年度からは施設型ショートステイの定員枠を1名から2名に増員しました。	3		計画期間内において、施設型を開始し、また、定員の拡充により、増大した利用希望に対しても、適切にサービスを提供できたため。							

4 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を実施する事業です。

市内の民間保育園等4園（大和南子育て支援センターぽけっと・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園・東大和どろんこ保育園）と児童館6館に「子育てひろば」を設置し、子育て家庭の交流・情報交換の場の提供のほか、親子遊びなどを通して、子どもとのふれあいを深める方法や子育てのあり方を学ぶ機会を提供しています。

また、子育てへの不安の軽減や保護者が自信を持って子育てができるよう、子育て支援の専門家等から話を聞くことができる「子育て講座」を実施しています。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	8,655	6,537	12,382	6,366	18,123	9,855	21,123	9,836	26,570	9,817
② 確保の内容	12,000	12,000	12,382	12,000	18,123	9,855	21,123	9,836	26,570	9,817
差異 (②－①)	3,345	5,463	0	5,634	0	0	0	0	0	0
計画期間を通した実施状況	評価		評価の理由 新プランの方向性							
令和5年度と比較して利用者が増加しました。・民間保育園等の子育てひろばの参加者5,623人・児童館6館の利用者数20,947人	3		子育てひろば委託事業先である民間保育園の委託先を1箇所増やし、事業を拡大したため。児童館の子育てひろばでは、年齢に応じた行事や親子サークル等の事業を実施し、親子の触れ合いや親同士の仲間づくりの場を提供できたため。					「子ども・若者未来プラン」にもとづき、様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や向上を図ることで子育て家庭の支援に努めていきます。		
計画期間を通した実施状況	評価		評価の理由							
民間保育園等の子育てひろば及び児童館6館では、利用者の利便性の向上を図りつつ、様々な事業を実施しました。5年間で合計86,853人の参加がありました。	3		計画期間内において、民間保育園等の子育てひろばを1箇所増設し、地域の子育て拠点として事業を拡大できたため。児童館の子育てひろばでは、年齢に応じた行事や親子サークル等の事業を実施し、親子の触れ合いや親同士の仲間づくりの場を提供し、子育て支援を図ったため。							

5 一時預かり事業

(1) 幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

幼稚園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせて預かり保育を実施します。市内4園（狭山ヶ丘幼稚園・大和八幡幼稚園・東大和こども園・こども学園）で実施しています。

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	188	126	149	123	56	168	57	164	54	159
② 確保の内容	188	126	149	123	56	168	57	164	54	159
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度の実施状況	評価		評価の理由					新プランの方向性		
令和6年度の量の見込みは159人となりましたが、施設等利用給付認定児数減少の影響により、利用実績は54人と減少しました。	3		実績は減少したものの、需要に対して確保量を充足できたため。					「子ども・若者未来プラン」にもとづき、保護者のニーズに対応するサービス提供に努めていきます。		
計画期間を通じた実施状況	評価		評価の理由							
5年間で施設等利用給付認定児数減少の影響により、幼稚園による一時預かり事業の利用実績は減少しました。	3		5年間を通して、保育需要に応じた提供体制が確保できたため。							

(2) 一時預かり事業・緊急一時保育事業

【事業の内容】

保護者の就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園や子ども家庭支援センターで預かります。一時預かり事業は、市内6か所（子ども家庭支援センター・向原保育園・大和東保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園・東大和どろんこ保育園）で実施しています。緊急一時保育事業は、市内6か所（狭山保育園・向原保育園・大和東保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園・東大和どろんこ保育園）で実施しています。

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	5,323	4,097	3,717	4,004	3,571	3,876	3,628	3,788	3,713	3,698
② 確保の内容	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160
差異 (②－①)	4,837	6,063	6,443	6,156	6,589	6,284	6,532	6,372	6,447	6,462
令和6年度の実施状況	評価		評価の理由					新プランの方向性		
令和5年度と比較して利用者が増加しました。令和6年度は、新たに1か所の民間保育園での実施を増やしました。市立狭山保育園での緊急一時保育の利用者はいませんでした。	3		民間保育園での実施を1箇所増やし、事業を拡充したため。量の見込みに対し、十分な量を確保できたため。					「子ども・若者未来プラン」にもとづき、様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や利便性の向上を図り、家庭保育を行っている乳幼児と家庭の支援に努めています。		
計画期間を通じた実施状況	評価		評価の理由							
一時預かり事業の5年間の延べ利用者数は19,952人でした。	3		計画期間において、実施場所を増やし、また、5年間を通して、量の見込みに対し、十分な量を確保できたため。							

6 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業の内容】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労等の理由のために家庭保育を行うことが困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育等を実施します。

単位：人日 ※年間延べ利用者数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	209	1,184	564	1,161	752	552	985	540	955	529
② 確保の内容	1,434	1,680	1,446	1,680	1,434	1,500	1,440	1,500	1,446	1,500
差異(②－①)	1,225	496	882	519	682	948	455	960	491	971
令和6年度の実施状況		評価	評価の理由						新プランの方向性	
令和5年度より利用者は減少しましたが、量の見込みに対する十分な量を確保できました。		3	量の見込みに対し、十分な量が確保できたため。						「子ども・若者未来プラン」にもとづき、安定的な事業運営を行う上で必要な措置を行うほか、対象となる保護者への周知を進めていきます。	
計画期間を通じた実施状況		評価	評価の理由							
市内1施設（すこやか病児・病後児保育室）で実施。体調不良となった子どもを保護者が迎えに行くことが困難な時に、保育士が保護者に代わり保育園に迎えに行くサービス（お迎えサービス）も実施しました。		3	5年間を通して、量の見込みに対し、十分な量を確保できたため。							

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。

市補助事業として、東大和市社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）により、市民の子育てを支援するとともに、安定した事業運営を支えています。

単位：人日 ※年間延べ利用者数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	804	285	447	285	306	447	667	447	456	447
② 確保の内容	804	285	447	285	306	447	667	447	456	447
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度の実施状況	評価		評価の理由						新プランの方向性	
令和6年度は令和5年度に比べ、実績は減少しましたが、ニーズに応じてサービスを提供しました。	3		利用者のニーズに応え、必要なサービスを提供できたため。						「子ども・若者未来プラン」にもとづき、様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努めるとともに、安定した事業運営を支えていきます。	
計画期間を通じた実施状況	評価		評価の理由							
仕事と子育ての両立のため、利用者のニーズに応じてサービスを提供し子育て支援と児童福祉の向上を図りました。	3		5年間を通して、利用者のニーズに応え、必要とされるサービスを提供できたため。							

8 利用者支援事業

(1) 保育コンシェルジュ事業・特定型

【事業の内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じての相談・助言等とともに、関係機関との連絡調整を実施します。

単位：箇所

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度の実施状況	評価		評価の理由					新プランの方向性		
市役所の保育課窓口に保育コンシェルジュを2名配置し、保育に係る情報提供、相談・助言等により、子育て世帯を支援しました。	3		子育て中の保護者及び子どもや妊婦等が、そのニーズに応じた保育施設や保育事業を選択し、必要な保育事業を円滑に利用できるよう支援できたため。					「子ども・若者未来プラン」にもとづき、窓口を設置し、専門職による複数体制で常駐し、情報提供や相談助言を行い子育て世帯への支援の充実を図っていきます		
計画期間を通じた実施状況	評価		評価の理由							
市役所の保育課窓口に保育コンシェルジュを2名配置し、保育に係る情報提供、相談・助言等により、子育て世帯を支援しました。	3		5年間を通して、子育て中の保護者及びその子どもや妊婦等の様々な不安や悩みに対して、寄り添った相談対応、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び必要な助言、また、関係機関との連絡調整等を実施し、子育て世帯への支援の充実に繋がれたため。							

(2) 母子保健型

【事業の内容】

妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めて支援します。

健康推進課窓口に1か所設置し、保健師の複数体制の配置を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援します。

単位：箇所

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
令和6年度の実施状況		評価	評価の理由					新プランの方向性		
市立保健センター（1か所） で実施しました。 母子健康手帳交付時の面接者 数：468人		3	母子健康手帳交付の際に全ての妊婦に対して保 健師・看護師が面接することで、妊娠から出 産・子育てまでのサポートを切れ目なく実施す る機会を創出できたため。					「子ども・若者未来プラン」 にもとづき、「子ども家庭セ ンター型」として相談体制を 確保し、支援の充実を図って いきます。		
計画期間を通じた実施状況		評価	評価の理由							
市立保健センター（1か所） で実施しました。 母子健康手帳交付時の面接者 数：延2,472人(5年間)		3	5年間を通して、母子健康手帳交付の際に全ての妊婦に対して保健師・看護師 が面接することで、妊娠から出産・子育てまでのサポートを切れ目なく実施す る機会を創出できたため。							

9 妊婦健康診査事業

【事業の内容】

妊娠期を健康に送ることができるよう、妊婦健診受診票を交付し、妊娠期の適切な健康管理を支援します。

単位：回 ※年間延べ利用回数

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	8,480	9,058	8,128	8,834	7,568	8,666	9,348	8,470	8,892	8,260
② 確保の内容	8,480	9,058	8,128	8,834	7,568	8,666	9,348	8,470	8,892	8,260
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度の実施状況	評価		評価の理由					新プランの方向性		
妊婦健康診査受診票等を交付し、委託医療機関等で健康診査を実施しました。令和6年10月から一部の受診票について助産所での使用が可能となり、利便性が向上しました。受診票交付数：8,892件	3		受診票の交付により、妊婦の健康診査等を助成することで、妊娠期の適切な健康管理を支援できたため。					「子ども・若者未来プラン」にもとづき、健診受診により健康な状態で出産育児に臨むことができるよう健診の重要性の周知に努めていきます。		
計画期間を通じた実施状況	評価		評価の理由							
妊婦健康診査受診票等を交付し、委託医療機関等で健康診査を実施しました。令和6年10月から一部の受診票について助産所での使用が可能となり、利便性が向上しました。受診票交付数：42,416件(5年間)	3		年度によっては、計画値と実績値の差が生じてはいるものの、5年間を通して、受診票の交付により、妊婦の健康診査等を助成することで、妊娠期の適切な健康管理を支援できたため。							

10 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供とともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、乳児が健やかに成長できるよう支援します。

単位：回 ※年間延べ訪問回数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	457	647	471	631	462	462	475	452	502	440
② 確保の内容	457	647	471	631	462	462	475	452	502	440
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度の実施状況	評価		評価の理由					新プランの方向性		
保健師等が家庭を訪問し、乳児の発育・生活環境・疾病予防など相談を実施しました。 保健師訪問指導数：151件 委託訪問指導数：351件	3		訪問での子育てに関する情報提供や相談対応により、母子の健康増進及び育児不安の解消を図り、母子保健から児童福祉まで切れ目なく支援できたため。					「子ども・若者未来プラン」にもとづき、訪問以降も継続して支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携を図り支援を進めていきます。		
計画期間を通じた実施状況	評価		評価の理由							
保健師等が家庭を訪問し、乳児の発育・生活環境・疾病予防など相談を実施しました。 保健師訪問指導数：676件(5年間) 委託訪問指導数：1,681件(5年間)	3		年度によっては、計画値と実績値の差が生じてはいるものの、5年間を通して、訪問での子育てに関する情報提供や相談対応により、母子の健康増進及び育児不安の解消を図り、母子保健から児童福祉まで切れ目なく支援できたため。							

1 1 養育支援訪問事業

【事業の内容】

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対して、助産師・保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等に関する助言指導を実施します。

単位：回 ※年間延べ訪問回数

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	26	21	121	21	191	121	65	121	165	121
② 確保の内容	72	72	128	72	309	189	312	189	306	189
差異 (②－①)	46	51	7	51	118	68	247	68	141	68
令和6年度の実施状況		評価	評価の理由					新プランの方向性		
対象家庭に対して訪問支援を実施しました。 (専門的相談・支援) 訪問実施延件数73件 (育児・家事援助支援) 訪問実施延件数92件		3	養育支援が必要となった家庭に対し適切なサービスを提供し、また、増えた需要に対して十分な量のサービスが確保できたため。					「子ども・若者未来プラン」にもとづき、支援の必要な家庭に対して適切にサービス利用につなげるとともに支援員の確保に努めていきます。		
計画期間を通じた実施状況		評価	評価の理由							
年度ごとの実績にばらつきはあるものの、適切なサービスを提供をしました。全体としては増加傾向となりました。		3	5年間を通して、各関係機関と連携し、必要な家庭に訪問支援を実施できたため。							

1 2 要保護児童対策地域協議会運営事業

【事業の内容】

地域における要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を実施するため、児童福祉法に基づき東大和市要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターが調整機関となって、関係機関と連携して児童虐待に対応します。

代表者会議を年2回、実務担当者会議を年4回実施します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
令和6年度年間事業計画に基づき実施しました。 ・代表者会議2回 ・実務担当者会議4回 また、個別のケースについては、適宜、チームケア会議等を開催しました。	3	オンライン参加を併用し、協議会を開催しました。実務担当者会議では、進行管理部会を開催し、関係機関と情報共有を図り、また、個別ケースについては、適宜、チームケア会議を開催し、関係機関との情報共有、役割分担、支援方針の検討及び連携を図った。これらを適切に実施できたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、関係機関との連携強化、養育家庭や児童虐待防止等の周知、啓発に努めます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
コロナ渦においては、代表者会議等について書面開催を併用し、また、コロナ後もハイブリッド方式で開催するなど対応しました。	3	5年間を通して、年間事業計画に基づいて、各会議を開催し、関係機関との連携を図り、要保護児童の家庭への支援につなげたため。	

1 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費(副食の提供に限る)に係る費用の一部を助成します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
施設型給付を受けない私立幼稚園に通園する生活保護受給世帯の児童、年収360万円未満相当世帯の児童または所得階層に関わらず第3子以降の児童の保護者に対し、幼稚園に支払う給食費のうち副食費分について、幼稚園教育の振興と充実を目的として、補助金を交付しました。	3	実費徴収に係る補足給付費補助金の交付対象者64人に補助金を交付し、幼稚園に支払う給食費等の負担を軽減した保護者数は延べ644人になり、適切に実施できたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、国等の動向を踏まえ、事業を実施していきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
実費徴収に係る補足給付費補助金を交付し、幼稚園に支払う給食費等の負担を軽減した保護者数は計画期間を通じて延べ2,653人になりました。	3	計画期間を通して、対象となる児童がいる世帯の保護者に対して、副食費分の補助金を交付できたため。	

1 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士経験者等）を活用した巡回支援等を実施するために必要な費用の一部を補助する事業です。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
新規参入事業者がいなかったため、実施しませんでした。	0	事業を実施しなかったため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、今後、施設整備をしていく中で、運営事業者から本事業の実施について要望等があった場合に検討していきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
計画期間を通して、新規参入事業者がいなかったため、実施しませんでした。	0	事業を実施しなかったため。	

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
認定こども園において、本事業を実施するための職員加配が難しかったことから、実施しませんでした。	0	事業を実施しなかったため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、東京都の事業を活用し同様の対応を継続していきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
計画期間を通して、認定こども園において本事業の実施が難しく、実施しませんでした。	0	事業を実施しなかったため。	

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

小学校就学前の子どもを対象とした、多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料の一部を補助する事業です。

多様な集団活動事業とは、その一例として、園舎を持たない幼稚園類似施設（森のようちえん等）や各種学校等が該当します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
地域における小学校就学前の子どもを対象とした、多様な集団活動事業の利用者支援事業補助金の交付申請対象者2名に対し補助金を交付し、負担の軽減を図りました。	3	地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした、多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ったため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、制度の周知に継続的に取り組み、公正かつ適正な支援の確保に努めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
令和4年度より事業を実施し、対象者に補助金を交付し、負担軽減を図りました。	3	地域子ども・子育て支援事業として、計画期間において新たな事業として、小学校就学前の子どもを対象とした、多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ったため。	

5. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方

【事業の内容】

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であるため、既存の幼稚園が認定こども園に移行することは、利用者の利便性の向上につながります。市内では、2つの民間就学前施設が認定こども園に移行しています。今後の保育ニーズを的確に把握しながら、既存の幼稚園が認定こども園に移行することについて適切に検討・判断します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
1～3号認定の利用実績よりも提供量が上回っていることから、認定こども園への移行については現段階では不要と判断しました。	3	保育の利用実績及び提供量を踏まえ適切に判断できたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、幼稚園から認定こども園への移行については、保育ニーズを的確に把握しながら検討・判断していきます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
計画期間を通して、利用実績よりも提供量が上回っていることから、移行については現段階で不要と判断しました。	3	保育の利用実績及び提供量を踏まえ適切に判断できたため。	

2 質の高い教育・保育の提供に向けた取組

【事業の内容】

利用者が安心して利用でき、子どもが自分らしく健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上が必要となります。質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者に対し、アレルギー対策・不審者対応・乳児救急救命等の研修を行い、その専門性の向上を図っています。

今後も、幼稚園教諭、保育士等が抱えている問題や時代に即したテーマで研修を行う等、更なる質の向上に努めます。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
令和6年度は、食物アレルギー研修、乳幼児救急救命講習、不審者対策研修、病児ケア等の支援研修、包括連携協定を活用した事業研修(危険予知関係)を実施しました。	3	例年実施している研修の他、包括連携協定を活用した事業研修(危険予知関係)を実施し、教育・保育の質の向上に資することができたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、幼稚園共有や保育等が抱えている問題や時代に即したテーマでの研修を行うなど、更なる質の向上に努めていきます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
計画期間を通して、複数の研修を継続的に実施することができました。	3	5年間を通して、子どもが自分らしく健やかに成長できるよう、保育士や幼稚園教諭等に対して、時代に即したテーマで各種研修等を継続的に実施し、教育・保育の質の向上が図れたため。	

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

【事業の内容】

教育・保育施設は、保育の必要な子どもに健全な発達のための養護と教育を一体的に提供し、家庭との共同による子育てを行うとともに、幼児教育を行う場として、次代を担う子どもたちが人間として心豊かに生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担っています。また、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。

地域子ども・子育て支援事業は、子育て家庭の多様化するニーズや地域の実状を踏まえ事業を実施するもので、その役割は重要です。

子育て家庭がこれらのうち必要なサービスを利用できるように支援します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
地域子ども・子育て支援事業等についてのパンフレットやチラシを作成し、施設や窓口に配布及び設置するとともに、市報や市公式ホームページや子育て応援アプリを活用して、事業等の周知を実施しました。	3	各種の広報手段を活用することにより、子育て家庭が情報を受け取り、必要なサービスを把握し利用できるように情報発信できたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、関係部署との調整を図るなど、連携の強化に努めていきます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
計画期間を通して、各種の広報手段を活用し情報発信等を実施することができました。	3	各種の広報手段やDXを活用することにより、子育て家庭が情報を受け取り、多様化する子育て家庭のニーズに対応する必要なサービスを把握し利用できるよう適切な情報発信ができたため。	

4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

【事業の内容】

認定こども園、幼稚園及び保育園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満の児童の保育を地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することは、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者の連携により、切れ目ない適切な保育の提供を推進していきます。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
市内小規模保育事業5施設及び家庭的保育事業2施設について、市内認可保育園に連携施設を設け、切れ目なく保育が受けられるよう体制を整えました。	3	地域型保育施設の全施設について、連携施設を設け、切れ目のない適切な保育を受ける体制を整備できたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、関係部署との調整を図るなど、連携の強化に努めていきます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
計画期間を通して、全ての地域型保育施設に連携施設を設ける等、切れ目なく保育が受けられるよう体制を整えました。	3	地域型保育施設の全施設について、市内に連携施設を設け、切れ目のない適切な保育を受ける体制を整備し、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながれたため。	

5 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携

【事業の内容】

子どもたちの乳幼児期における経験は多種多様です。異なる環境で過ごした子どもたちが、就学前の教育・保育施設等に就園し、その後、小学校に円滑に就学するためには、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携が重要です。就学前の教育・保育施設等と小学校との連携を図るため、幼保小連携会議を実施し、小学校就学に向けての情報交換、連携に関わる取組等を協議します。

今後、小学校就学に配慮が必要な子どもたちに対して、支援のさらなる充実等にむけて連携強化を図ります。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
幼保小連携会議の実施はありませんでしたが、教育指導課による配慮が必要な子どもへの巡回指導や保育園から保育所児童保育要録を小学校に送付する等、連携を図りました。	3	配慮が必要な子どもへの巡回指導や保育園から小学校への情報提供等の実施など、着実に連携を図ることができたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、関係部署との調整を図るなど、連携の強化に努めていきます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
計画期間を通して、教育指導課による巡回指導や保育園から保育所児童保育要録を小学校に送付する等、各種連携を図りました。	3	保育課と教育指導課等で連携や情報交換を実施し、保育施設等に就園した児童が小学校に円滑に就学するために支援できたため。	

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【事業の内容】

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の施策として幼児教育・保育の無償化が令和元（2019）年10月から開始されました。

子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」の給付対象となる幼稚園・保育所等の保育料が無償化されるほか、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園・幼稚園の預かり保育・認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

この制度に則り、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、制度の周知等を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、分かりやすく制度の概要をまとめたパンフレットを配布しました。	3	新入園児の保護者等、初めて子育てのための施設等利用給付を利用する場合においても、パンフレットは理解の向上に資するものとなり、公正かつ適正な支給の確保につながったため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、制度の周知を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めていきます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
計画期間を通して、保護者が円滑に利用できるようにパンフレットを配布する等周知に努めました。	3	新入園児の保護者等、初めて子育てのための施設等利用給付を利用する場合においても、パンフレットは理解の向上に資するものとなり、公正かつ適正な支給の確保につながったため。	

7. 基本指針に基づく任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【事業の内容】

保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供し円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
保育園、幼稚園等事業において、保護者が入園を希望する時期に円滑に利用できるよう、提供量の確保に努めました。	3	1号認定、2号認定及び3号認定において、十分な提供量を確保できたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、休業中の保護者に対して情報提供を行い円滑な職場復帰を支援するとともに、必要に応じ教育・保育施設、地域型保育事業の整備に努めていきます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
計画期間を通して、保護者が保育園、幼稚園等事業を円滑に利用できるよう周知等に努め、提供量を確保することができました。	3	計画期間を通して、保育需要や利用者のニーズを把握したうえで計画的に保育施設等の整備を実施し、十分な提供量を確保できたため。	

【事業の内容】

次世代育成支援対策推進法が令和7（2025）年3月までの10年間の時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしていることから、特定事業主行動計画を推進します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
特定事業主行動計画に基づき、計画目標を達成するよう事業を推進しました。	1	出産支援休暇、育児参加休暇、管理職における女性割合及び係長職における女性割合については、計画目標の一部達成し、育児休業及び年次有給休暇については、計画目標を達成したため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、特定事業主行動計画を推進していきます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
特定事業主行動計画に基づき、計画目標を達成するよう事業を推進しました。	1	5年間を通して、出産支援休暇、育児参加休暇、男性の育児休業、年次有給休暇、管理職における女性割合及び係長職における女性割合については、計画目標の進捗状況において一部達成し、女性の育児休業については、計画目標の進捗について、目標値を達成したため。	

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

(1) 児童虐待防止の充実

【事業の内容】

- ・発生予防から早期発見、早期対応に努めます。
- ・子どもの安全確保及び支援に努めます。
- ・保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策に努めます。
- ・福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関の連携に努めます。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
子どもと子育て家庭への総合相談支援のほか、児童虐待防止に向けた広報・普及啓発や関係機関への情報提供、要保護児童対策地域協議会の運営等の取組を実施しました。	3	様々な取組を通じて、児童虐待の防止等を図ることができたため。また、適宜、チームケア会議等、関係機関との連携による児童虐待対応により、重篤な虐待事案を発生させないよう相談支援に努めたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、発生予防から早期発見・早期対応及び子どもの安全確保とその支援に努めていきます。保護者への切れ目のない総合的な対策及び関係機関との連携に努めていきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
東大和市子ども安全・安心マニュアルの作成・配布、要保護児童対策地域協議会の運営等を実施し、児童虐待防止に努めました。	3	5年間を通して、関係機関との連携により、重篤な虐待事案を発生させることなく、児童虐待防止等を図ることができたため。	

(2) 母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

【事業の内容】

子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
ひとり親家庭の総合的な相談による自立支援を実施しました。 ・生活一般、経済的支援等相談件数 652件 ・児童扶養手当受給者数 729人（年度末における対象者数・全部停止者144人を含む）	3	継続的な相談支援を実施し、必要に応じて、関係機関等と連携し、ひとり親家庭の生活の安定と向上に努めたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、生活支援策、就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策から総合的な自立支援を推進していきます。
計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	
相談のあった各家庭に対して、家族の状況等を確認し、必要な支援を実施しました。	3	5年間を通して、関係機関等と連携しながら、各家庭の相談内容に応じ、必要な部署につなげるなど、ひとり親家庭の生活の安定と向上に努めたため。	

(3) 障害児施策の充実等

【事業の内容】

障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、福祉、保健・医療、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施します。

令和6年度の実施状況	評価	評価の理由	新プランの方向性
当事者及び保護者の相談に応じ、児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援の適切な支給を決定しました。また、障害児を介護している方への相談支援や交流会としてケアラー支援事業を実施しました。 乳幼児健康診査等の結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学及び児童精神医学の立場から、発達に重点をおいた健診を実施しました。 実施回数 27回 延受診者数 120人	3	当事者及び保護者（介護者）の相談支援や支給決定を適切に実施したため。 身近な区市町村で発達健診を実施することにより、保護者の心理的・物理的負担をなくし、適切にフォローできたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、関係機関と連携し、福祉・保健・医療・教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施していきます。
計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	
当事者及び保護者の相談に応じ、児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援の適切な支給を決定しました。また、障害児を介護している方への相談支援や交流会としてケアラー支援事業を実施しました。 乳幼児健康診査等の結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学及び児童精神医学の立場から、発達に重点をおいた健診を実施しました。 実施回数 132回(5年間) 延受診者数 670人(5年間)	3	5年間を通して、当事者及び保護者（介護者）の相談支援や支給決定を適切に実施したため。 5年間を通して、身近な区市町村で発達健診を実施することにより、保護者の心理的・物理的負担をなくし、適切にフォローできたため。	

Ⅲ 第1期東大和市次世代育成支援行動計画

東大和市次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針に基づく次世代育成支援対策に係る市町村行動計画です。

市では、平成17（2005）年度から平成26（2014）年度まで10年間にわたり、次世代育成支援対策推進法に基づき東大和市次世代育成支援行動計画（前期・後期）を策定し、目標事業量を定め、子育て支援施策を推進してきました。

平成27（2015）年度から定量的な子育て支援施策の整備量等の目標を市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する法改正がされ、市町村次世代育成支援行動計画の策定は任意化されました。

「東大和市子ども・子育て未来プラン」の策定にあたり、市の実情に応じた施策の推進を目的とし、地域における子育て支援、子どもの健康の確保・増進と心身の健やかな成長、安心して子育てができる環境の整備等の方策について、改めて、第1期東大和市次世代育成支援行動計画（健やか親子21〔第2次〕に基づく東大和市母子保健計画の一部を含む）として位置づけることとし、平成30（2018）年度に実施した東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定したものです。

評価については、庁内関係各課において、年度ごとに各事業の確保の内容や実施状況等をもとに、点検・評価を実施しました。また、令和6年度が計画期間の最終年度であることから、計画期間（令和2年度～6年度）5年間を通した評価を実施しました。

実施状況及び評価の内容については、次ページ以降に掲載しています。

【参考】次世代育成支援対策推進法 (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

基本目標 1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊娠婦や子育て家庭が感じる孤立感、子育ての負担感を減らし、安心して子育てができるよう、すべての子ども及び子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要です。

妊娠婦や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭を取り巻く様々な生活課題への相談等に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、出産・子育ての不安を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる仕組みをつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
1-1-1 ケアラー支援事業	障害福祉課	総合福祉センターは～とふるにおいて、障害児（者）を介護している方に対して、障害の制度等について情報提供するとともに、介護負担を軽減するため、相談支援や交流会等を実施する事業です。	障害児（者）を介護している方に対する相談支援や交流会を実施しました。 相談支援 延7,647件 交流会 年6回実施（延58人参加）	障害児（者）を介護している方に対する相談支援や交流会を実施しました。	3	5年間を通して、交流会は、毎回テーマを変更しながら実施するなど、介護者の介護負担軽減に寄与することができたため。	2-4-5 若
1-1-4 子育て総合相談・専門相談	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	子ども家庭支援センターで実施している子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指す事業です。福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。	子どもと家庭に関する総合相談、心理相談等を実施しました。 (子どもと家庭に関する総合相談) 新規相談件数 273件 延相談件数 14,043件 (心理相談) 実人数 57人 延人数 176人	子どもと家庭に関する相談、各種専門相談等を実施しました。 また、要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、要保護児童の家庭に対する相談援助を実施しました。	3	5年間を通して、延相談件数及び心理相談が、増加傾向にある中、各家庭に対する相談援助を実施できたため。	1-2-3 次・少
1-1-5 母子保健健康教育・相談事業	健康推進課 (子ども家庭センター)	子どもの健やかな成長発達に必要な、食事や親子の関わり・遊び・生活リズム・むし歯予防などの生活習慣について、必要な知識の普及や情報提供を実施する事業です。 また、妊娠婦や育児中の保護者に対して、育児不安を解消し、安心して子どもの成長・発達に応じた子育てが行えるよう保健師・栄養士・歯科衛生士が個別相談を実施する事業です。	育児学級：8回開催 参加者数 延31人 職員派遣：なし 保健相談：電話655件 窓口761件 歯科相談：電話 10件 窓口 4件 栄養相談：電話 54件 窓口 35件	育児学級：37回開催 参加者数 延146人 職員派遣：1回 参加者数 6人 講演会：2回開催 参加者延445人 保健相談：電話3,485件 窓口3,721件 歯科相談：電話31件 窓口26件 栄養相談：電話276件 窓口267件	3	5年間を通して、窓口個別相談、電話相談等を適切に実施できたため。	1-2-4 次・少
1-1-6 育児相談事業（すこやか広場）	健康推進課 (子ども家庭センター)	乳幼児期の健康・栄養・発育発達・病気などについて保護者が保健師等に気軽に相談し知識を習得するとともに、育児の仲間づくりの場を提供する事業です。 また、未熟児、多胎児などの保護者に対し、専門的な情報提供や助言を実施し、育児不安を解消し、交流の場を提供する事業です。	身体計測事業：12回開催 参加者数265人 個別相談105人 多胎児の会：6回開催 参加者数41人 高齢初産の会：6回開催 参加者数80人 未熟児の会：8回開催 参加者数51人 (参加者数 延542人)	身体計測事業：57回開催 参加者数1,700人 個別相談298人 多胎児の会：28回開催 参加者数153人 高齢初産の会：28回開催 参加者数238人 未熟児の会：37回開催 参加者数138人 (参加者数 延2,527人)	3	5年間を通して、保健師、栄養士等専門職が、保護者の状況に応じ専門的な情報提供や助言を実施し、育児不安の解消や仲間づくりのための、交流の場を提供できたため。	1-2-4 次・少

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
1-2-10 休日急患診療所運営事業	健康推進課	休日の小児初期救急診療を実施し、休日・夜間等に開設している小児医療機関の診察案内サービスや小児救急電話相談の情報を提供する事業です。	患者数：927人（うち、小児患者273人） 休日・夜間等に開設している小児医療機関の診療案内サービスや小児救急電話相談の情報を市報等で随時提供しました。	患者数（累計）：3,334人（うち、小児患者1,270人）	3	計画期間において、新型コロナウイルス感染症流行始期以降、感染症拡大防止対策を講じながら休日における救急診療を実施し、また、発熱外来の実施及び新型コロナウイルス・インフルエンザウイルスの抗原定性検査のほか、小児医療機関に関する問合せに対して情報提供を適切に実施できたため。	1-1-8 次
1-3-3 母子健康手帳交付時面接事業	健康推進課 (子ども家庭センター)	妊娠期を安心して過ごし、出産できるよう、妊娠届出時に保健師等が面接相談し、妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、支援が必要な場合には早期から支援を開始する事業です。	母子健康手帳交付者468人の全てに専門職が面接し、妊娠、出産、育児に関する情報提供や相談支援を行いました。	母子健康手帳交付者延2,472人に専門職が面接し、妊娠、出産、育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。	3	5年間を通して、母子健康手帳交付時のアンケート調査により、妊婦の不安や出産後の育児環境、支援体制等を把握し、妊婦のニーズにあった情報提供や、きめの細かい相談支援を母子健康手帳交付時に実施できたため。	1-1-1 子・少
1-3-5 両親学級事業	健康推進課 (子ども家庭センター)	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなどを支援する事業です。	両親学級を6回（延18日）開催し、119人（延312人）の参加がありました。	両親学級を29回（延87日）開催し、564人（延1,397人）の参加がありました。	3	5年間を通して、各年度複数回開催し、参加した妊婦とそのパートナーを支援できたため。	1-1-9 次・少
1-4-3 青少年対策事業	青少年課	市内の小中学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会（10地区）の実施事業に対し助成等を実施し、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	市の助成を利用し、「東やまとの青少年」発行のため、東やまとの青少年編集委員会を開催しました。また、東京都の地区委員会アドバイザー派遣を利用し、地区合同の研修を実施しました。	市の助成を利用し、各地区が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からの新しい生活様式を踏まえながら、活動可能なものについて実施しました。「東やまとの青少年」発行のため、東やまとの青少年編集委員会を開催しました。また、地区合同の研修を実施しました。	3	計画期間を通して、「東やまとの青少年」の発行、地区活動及び、合同研修を開催できたため。	1-7-12 次 3-1-2 次

基本目標２ ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
2-1-1 公民館事業（保育付講座・親子サロン）	中央公民館 （生涯学習課）	中央公民館等で保育付講座を実施し、乳幼児のいる保護者にも学習の場を提供する事業です。	・「おやこふれあいフェス」：中央公民館ホール・ホールステージ・学習室・保育室で、保育室利用のPRとして、保育室利用団体活動内容の発表・活動内容の体験・活動内容の展示・保育室の見学などを実施しました。（延べ参加者数571人） ・保育付講座 【中央公民館】 ①回数 12回 延べ参加者数127人 期間 9月20日（金）～1月24日（金） ②回数 6回 延べ参加者数33人 期間 1月25日（土）～3月1日（土） 【南街公民館】 ①回数 9回 延べ参加者数63人 期間 4月9日（火）～6月4日（火） ②回数 7回 延べ参加者数38人 期間 1月21日（火）～3月11日（火） 【上北台公民館】 ①回数 10回 延べ参加者数122人 期間 9月26日（木）～11月28日（木）	令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から規模の縮小や感染拡大防止対策を講じながら実施しました。 令和6年度は、LoGoフォームを活用し、多くの方に参加の機会を与えられるようにし、遅刻・欠席連絡等もフォーム入力にすることで参加者の利便性を向上させました。	3	計画期間を通して、他者との関わりが減少していく中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、同年代の子供を持つ親同士の交流ができたため。また、閉鎖的な世の中でこそ出来ることをを行い、自主グループ化にも繋がられたため。	1-4-1 次
2-1-2 プラネタリウム投影事業	生涯学習課	乳幼児と保護者を対象とした、「ひよこプラネタリウム」を投影し、親子で星空を眺め楽しむ機会を提供する事業です。	実施しませんでした。	他の投影との関係や新型コロナウイルス感染症の流行拡大から年1回の投影にとどまりました。	1	計画期間を通して、他の投影（こども番組など）の実施により、ひよこプラネタリウムについては縮小の方向で考えているため。	掲載無し
2-2-1 児童発達支援事業	障害福祉課	就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する事業です。	当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定しました。 実利用人数 86人	当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定しました。	3	計画期間を通して、適切な相談対応及び支給決定したため。	2-3-2 次

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
2-2-2 子ども支援員派遣事業	教育指導課	通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童の精神面の安定及び学校生活又は集団生活への適応を図るために、支援を必要とする児童に対して子ども支援員を派遣し、諸問題の解決を図っていく事業です。	子ども支援員派遣人数/回数 25人/1, 313回	子ども支援員の派遣に係るニーズが年々増加していく中で、都補助事業を活用し、段階的に子ども支援員の派遣回数等について拡充を図りました。また、各校の特別支援教育コーディネーター等と連携し、対象児童・生徒の課題解決に係る支援に努めました。	3	計画期間を通して、学校からの派遣要請に基づき、継続的に子ども支援員を配置することができ、また、対象児童に対し円滑に支援できたため。	1-8-5 次
2-2-3 学習支援員事業	教育指導課	小学校において特別な支援を必要とする児童の支援及び学級の荒れの未然防止を図るために、校長が指定する特定の学年に学習支援員を配置する事業です。	小学校において、落ち着いた環境の中で学習に取り組めるように、教室内で子どもたちの支援を行う学習支援員を配置しました。 <実績等>配置校 小学校10校	学習支援員を効果的に活用するため、学校内の学習指導体制及び研究体制を整備しました。	3	計画期間を通して、学習環境を整え、確かな学力を身に付ける趣旨に立ち、担任教員及び学習支援員に支援方法、学習形態等の改善・工夫等を指示できたため。	1-8-6 次
2-2-4 中央図書館見学会事業	中央図書館	小学3年生及び保育園・幼稚園年長組の児童を対象に中央図書館見学会を実施し（保育園・幼稚園児童には、清原図書館でも実施）、お話し会を楽しんだり、図書館の利用方法を学び、館内案内や本を各自で借りる体験を通して、本に親しむ機会を提供する事業です。	市立図書館見学会 ・中央図書館 小学3年生 10校26クラス 保育園・幼稚園 10園 ・桜が丘図書館 保育園 1園 ・清原図書館 小学2年生 2クラス 保育園・幼稚園 4園	5年間を通して、市内全小学校及び保育園・幼稚園に呼びかけ、見学会を実施しました。	3	5年間を通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施や、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応など、状況に応じて、見学を受け入れたため。	1-5-5 次
2-2-5 図書館によるお話し会・出前お話し会事業	中央図書館	図書館全館において対象年齢ごとに、お話し会やわらべうたのお話し会を実施し、小学校等の読書週間等に小学校等に出向いて、お話し会やブックトーク等を実施する事業です。	おはなし会 ・中央図書館 4歳以上 23回 小1以上 23回 ・桜が丘図書館 3歳以上 7回 4歳～中学生 21回 ・清原図書館 4歳～中学生 24回 わらべうたのおはなし会（3歳以下の乳幼児と保護者） ・桜が丘図書館 20回 ・清原図書館 20回 赤ちゃんおはなし会（0～2歳前後の乳幼児と保護者） ・中央図書館 7回 出前おはなし会 3校	ボランティアの協力を得ながら、定期的実施することができました。	3	計画期間を通して、対象や回数を見直しながら実施できたため。	1-5-1 次

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
2-2-6 郷土博物館による授業の受入れ・講師派遣・出張授業事業	生涯学習課	学校長からの依頼により、郷土博物館職員が理科、社会科、生活科、総合的な学習の手伝いをします。 郷土博物館の各専門分野の職員が授業に参画することで、児童・生徒に対して、より魅力ある学習の機会を提供する事業です。	令和6年度は、110件の授業を受入れ・協力しました。 その他、職員が出前授業を行うほか、資料の貸出、求めに応じて教師への助言をとおして授業に協力しました。	新型コロナウイルス感染症の5類移行により、コロナ前の状況（授業の受け入れ件数）に戻ってきました。	3	計画期間を通して、学校からの依頼に応じて、連携し、継続して実施できたため。	1-5-2 次
2-2-7 プラネタリウム事業（学習投影・幼児投影）	生涯学習課	小・中学生が対象の「学習投影」、保育園・幼稚園児を対象とした「幼児投影」を実施し、子どもたちに天文に親しむ機会を提供する事業です。	令和6年度は学習投影は36団体2,419人、幼児投影は30団体1,242人の利用がありました。	新型コロナウイルス感染症の5類移行により、徐々に以前のように学校教育、幼稚園・保育園との連携が図れるようになってきました。	3	計画期間を通して、学校・幼稚園・保育園からの依頼に応じて、連携し、継続して実施できたため。	1-5-3 次
2-3-1 就学支援シート活用事業	教育指導課	就学前の新1年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を通じて、就学前機関と小学校、保護者が互いに連携することを目指す事業です。	就学支援シート回収数 168部 (新1年生総数 655人)	ホームページに就学支援シートの様式等を掲載するなど、就学支援シートの更なる活用について周知を図り、就学前機関と小学校、保護者等の連携の促進について、継続して実施しました。	3	計画期間を通して、小学校新1年生の保護者を対象に、就学支援シートの周知及び配布を行い、また、提出された就学支援シートに基づき、児童の実態把握や適切な支援を実施できたため。	1-3-2 次
2-4-1 児童手当支給事業	子育て支援課	児童手当を対象者に支給し、子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目指す事業です。	児童を養育している家庭に対し児童手当を支給し、経済的支援の充実を図りました。 令和6年10月1日からの児童手当法改正に伴う対象児童の拡大や所得制限撤廃等のために準備しました。 1月分の受給者数は、6,620人でした。	5年間を通して、児童を養育している家庭に対し手当を支給し、経済的支援の充実を図りました。	3	5年間を通して、法令等に基づいた適切な事務処理を実施できたため。	掲載無し
2-4-4 乳幼児医療費助成事業	子育て支援課	乳幼児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうちの自己負担分を助成し、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目指す事業です。	乳幼児を養育している家庭に対し、医療費を助成し、経済的支援の充実を図りました。 3月末時点の対象乳幼児数は、3,870人でした。	5年間を通して、乳幼児を養育している家庭に対し、医療費を助成し、経済的支援の充実を図りました。	3	5年間を通して、法令等に基づいた適切な事務処理を実施できたため。	1-1-14 次・貧
2-4-5 義務教育就学児医療費助成事業	子育て支援課	義務教育就学児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担分を除いた費用を助成し、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目指す事業です。	義務教育就学児を養育している家庭に対し、医療費を助成し、経済的支援の充実を図りました。 また、令和6年10月1日から所得制限及び保険診療分の窓口負担額を撤廃するために準備しました。 3月末時点の対象義務教育就学児数は、6,317人です。	5年間を通して、義務教育就学児を養育している家庭に対し、医療費を助成し、経済的支援の充実を図りました。	3	5年間を通して、法令等に基づいた適切な事務処理を実施できたため。	1-7-13 次・貧

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
2-4-8 東大和市子どもと大人のやくそく (東大和市子ども・子育て憲章) 啓発推進事業	子育て支援課	令和2(2020)年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)を制定し、周知、啓発する事業です。	中央公民館「夏休み☆みんなでつくる遊空間」事業への参加、産業まつりでの出展及び市内活動団体が主催する東大和ビールフェストに参加することで周知、啓発しました。 人権週間(12月4日～10日)に市役所1階ロビーにて、憲章に関する展示を実施しました。 憲章啓発品としてカレンダーを作成し、産業まつりでの参加者への配布のほか、市内公共施設、市内小・中学校に配布し、掲示を依頼しました。	市内で開催されたイベント等への参加、啓発品の配布を通して周知、啓発を図りました。	3	計画期間を通して、多くの市民の参加があり、周知、啓発できたため。	1-7-4 こ 2-1-1 こ
2-4-9 薬物乱用防止の普及啓発事業	健康推進課	薬物乱用防止東大和地区推進協議会が実施する、青少年に薬物を乱用させない啓発事業の取組を支援する事業です。	うまかんべえ〜祭 環境市民のつどい 東大和市福祉祭 ポスター及び標語募集応募点数：ポスター31点、標語8点、合計39点 市内小中学校等での講演会：9回	うまかんべえ〜祭、環境市民のつどいでの啓発活動 東大和市福祉祭でのポスター及び標語入賞者の表彰 ポスター及び標語延べ募集応募点数：ポスター393点、標語495点、合計888点 市内小中学校等での講演会：延べ39回	3	計画期間を通して、市内小中学校での講演会回数を増やしたり、中学生によるポスター、標語の募集では東京都の選考において入賞するなど、薬物乱用防止の啓発活動を推進できたため。	1-7-6 次・若
2-4-10 乳幼児健診事業	健康推進課 (子ども家庭センター)	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査(身体計測・医師の診察・相談等)を実施し、必要に応じて経過観察健康診査を実施する事業です。	3〜4か月児健康診査 受診者数483人 受診率95.5% 6か月児健康診査 受診者数449人 受診率88.7% 9か月児健康診査 受診者数474人 受診率93.7% 1歳6か月児健康診査 受診者数455人 受診率89.9% 3歳児健康診査 受診者数559人 受診率89.3% 5歳児健康診査 受診者数583人 受診率82.2%	3〜4か月児健康診査 受診者数2,479人 平均受診率93.3% 6か月児健康診査 受診者数2,468人 平均受診率94.8% 9か月児健康診査 受診者数2,458人 平均受診率94.5% 1歳6か月児健康診査 受診者数2,530人 平均受診率89.8% 3歳児健康診査 受診者数2,713人 平均受診率87.2% 5歳児健康診査 受診者数2,669人 平均受診率80.2%	3	計画期間をととして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施や、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応など、状況に応じて集団健診を従前どおり、実施できたため。	1-1-6 次
2-4-11 乳幼児歯科保健事業	健康推進課 (子ども家庭センター)	乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科健康診査、歯科保健指導、フッ化物塗布などを実施する事業です。	むし歯予防教室6回開催 参加者数48人 歯科健診32回開催 参加者数334人 歯科予防処置32回開催 参加者数126人 (参加者数 延508人)	むし歯予防教室28回開催 参加者数延253人 歯科卒業教室 5回開催 参加者数延22人 歯科健診151回開催 参加者数延1,923人 歯科予防処置151回開催 参加者数延654人 (参加者数 延2,852人)	3	計画期間を通して、参加者の人数や受付時間を調整するなど、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じたうえで、実施継続できたため。	1-1-6 次

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
2-4-12 乳幼児栄養教室・親子料理教室事業	健康推進課 (子ども家庭センター)	離乳食講習会や幼児食講習会を実施し、離乳食、アレルギー食、食生活等、子どもの成長に関する知識の普及や学童期の食生活を通じた健康づくりを支援する事業です。	離乳食講習会（初期）12回開催 参加者数154人 離乳食講習会（中後期）10回開催 参加者数112人 幼児食講習会 3回開催 参加者数19人 親子料理教室 2回開催 参加者数25人 (参加者数 延310人)	離乳食講習会（初期）58回開催 参加者数延469人 離乳食講習会（中後期）47回開催 参加者数延293人 幼児食講習会 14回開催 参加者数延56人 親子料理教室 8回開催 参加者数延114人 (参加者数 延932人)	3	計画期間を通して、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じたうえで、事業を実施できたため。	1-1-10 次
2-4-13 食育推進教室事業	健康推進課 (子ども家庭センター)	子どもの発達段階に応じた健全な食生活の実践のための知識の普及、地域の食文化の継承、地元生産者との交流、食の安全などについて、講習と調理実習により知識の普及を図り、食に関する関心及び理解を深め、食を選択する力を養い、心身の健康の確保を目指す事業です。	第1回 おうちで簡単！イタリアンコース料理教室 参加者数16人 第2回 災害のときに役立つポリクック（ポリ袋調理法）参加者数7人 第3回 クリスマスメニューにオススメ！クイックスコーン作り 参加者数16人 第4回 春のお菓子作り教室 参加者数9人	食育推進教室開催回数 17回 食育推進教室参加者数 延152人	3	計画期間を通して、食育という幅広い分野において、それぞれのテーマに沿った教室を実施できたため。	1-1-10 次
2-4-14 予防接種・予防接種費用助成事業	健康推進課 (子ども家庭センター)	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症の発生及びまん延を防ぐため、法令に基づき予防接種を実施し、出産に伴う里帰り等で事前に申請した市外での定期予防接種の費用について、限度額の範囲内で助成する事業です。	【予防接種】 定期予防接種A類実施件数 15,376件 【予防接種費用助成】 定期予防接種助成件数（里帰り等） 14件 任意予防接種助成件数（HPV接種分、MR接種分、小児インフルエンザ市外接種分） 333件	定期予防接種A類実施件数 79,322件 予防接種費用助成件数 869件	3	計画期間を通して、予防接種について高水準の接種率を達成し、また予防接種費用助成についても多くの助成を実施できたため。	1-1-11 次
2-4-15 さわやか教育相談室事業	教育指導課	児童・生徒の教育上の諸問題に関する相談活動の充実を目指す事業です。	市内の幼児・児童・生徒の教育上の問題や悩みに対して、個別相談に応じ、その健全な発育に資することを目的として、相談業務を実施しました。 〈実績等〉相談件数 141件	さわやか教育相談室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校へ支援しました。また、教育相談連絡会を開催し、連携を図りました。	3	計画期間を通して、市内の幼児・児童・生徒の教育上の問題や悩みに対して、個別相談に応じ、その健全な発育に資することを目的として、相談業務を実施できたため。	1-8-1 次

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
2-4-16 サポートルーム事業	教育指導課	不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、個別・集団・訪問指導体制のもと、生活指導及び学習指導等により、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた適切な指導を実施する事業です。	不登校・不登校傾向にある児童・生徒を対象に支援しました。 〈実績等〉入室児童・生徒数 20人	各関係機関と不登校への早期対応及び不登校が長期化している児童・生徒についての情報共有とともに、対象児童・生徒への様々な対応を図りました。	3	計画期間を通して、不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対し、生活指導及び学習指導等を実施し、学校復帰を前提とした適切な指導ができたため。	1-8-2 次
2-4-17 スクールカウンセラー事業	教育指導課	市内の全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を目指す事業です。	東京都公立学校スクールカウンセラーを各校に配置しました。また、市費負担のスクールカウンセラー（会計年度任用職員）を小・中学校等へ配置し、学校内等における教育相談業務を実施しました。	東京都公立学校スクールカウンセラー及び市費負担のスクールカウンセラーを全小・中学校及びサポートルーム（教育センター）に配置し、学校内等における教育相談業務を実施しました。	3	計画期間を通して、全小・中学校及びサポートルーム（教育センター）にスクールカウンセラーを配置することで、関係機関との連携が取れた教育相談体制が構築され、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図ることができたため。	1-8-3 次
2-4-18 スクールソーシャルワーカー事業	教育指導課	問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒がおかれた環境へ働きかけや関係機関とのネットワークの活用・連携により問題の改善及び軽減を目指す事業です。いじめに関する電話相談も実施しています。	スクールソーシャルワーカーの3名体制を維持し、問題を抱える児童及び生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関とのネットワークを活用し、問題の改善及び軽減を図りました。 〈実績等〉学校巡回、校内委員会への参加 小学校10校・中学校5校	問題の改善及び軽減を図ることを目的に、スクールソーシャルワーカーを教育指導課に配置しました。	3	計画期間を通して、問題を抱える児童及び生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけや、関係機関とのネットワークを活用できたため。	1-8-4 次
2-4-19 私立幼稚園保護者に対する補助事業	保育課	私立幼稚園、認定こども園または幼稚園類似施設に通園する3歳児から5歳児までの保護者に補助し、保護者の負担軽減を図る事業です。	幼稚園教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園へ幼児を通園させている保護者に対し所得に応じて補助金を交付し、保育料等の負担を軽減しました。	幼稚園教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園へ幼児を通園させている保護者に対し所得に応じて補助金を交付し、保育料等の負担を軽減しました。	3	計画期間を通して、幼稚園等に通園する幼児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の負担を軽減したため。	1-2-18 子
2-5-1 放課後等デイサービス事業	障害福祉課	就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供する事業です。	当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定しました。 実利用人数 233人	当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定しました。 実利用人数 472人	3	計画期間を通して、適切な相談対応及び支給決定を継続したため。	1-6-5 次 2-3-5 次

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
2-5-2 無料学習塾の支援	子育て支援課	市民センター等において、市民ボランティアが企画・運営している無料学習塾に対して、会場の確保及びチラシの配布などを支援します。	ボランティア講師の高齢化に伴い、企画・運営が困難となり、無料学習塾を開催できませんでした。	令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで、市民ボランティアの希望に沿った会場を確保できましたが、令和5年度からは、ボランティア講師の高齢化に伴い、企画・運営が困難となり、無料学習塾を開催できませんでした。	1	令和5年度以降、無料塾を開催できなかったため。	掲載無し
2-5-4 児童館事業	青少年課	子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的として、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を実施する事業です。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行しことかたら、子どもを対象とした事業を多く実施しました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたうえで、一部制限や複数回に分けて行事を実施する等の対策を取りながら、子どもを対象とした事業を多く実施しました。	3	計画期間を通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じつつ、事業を実施できたため。	1-6-2 次 1-7-3 次
2-5-5 ランドセル来館事業	青少年課	共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を児童館、小学校の余裕教室等で提供する事業です。	共働き家庭等の小学生の放課後の居場所として遊びや生活の場を提供しました。 令和6年度 ランドセル来館 延べ利用者数 ならはし児童館（四小内ランドセル来館含む） 11,834人 かみきただい児童館 2,844人 むこうはら児童館 7,211人 なんがい児童館（二小内ランドセル来館含む） 6,136人 きよはら児童館 4,199人 さくらがおか児童館 6,120人	平成31年度より市民の利便性向上及び学童保育所待機児童数を減少させるため、ランドセル来館を単独事業化し、学童保育所とは別に申請の受付を開始しました。 共働き家庭等の小学生の放課後の居場所として遊びや生活の場を提供しました。	3	計画期間を通して、放課後や学校休業日に多くの児童を受け入れ、安全で楽しい居場所の提供ができたため。	1-6-3 次 3-2-10 次
2-5-7 子どもの学習・生活支援事業	生活福祉課	生活保護受給及び生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもへの学習支援、保護者を含む生活習慣・環境の改善に関する助言、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を業務委託で実施する事業です。	令和6年度の利用者は44人。（生活保護世帯16人、その他困窮世帯28人） 中学3年生の利用者全員（9人）が進学をしています。	ニーズを抱える世帯に対し、関係性を構築しながら、事業を説明し利用に繋がりました。また、利用継続のために戸別訪問、電話連絡等によるフォローアップを実施しました。 また、保護者に対しては、養育に関する情報提供や各種支援施策を案内しました。 小学生から高校生まで、切れ目のない支援による貧困の連鎖防止を目指して、事業に取り組みました。	3	計画期間を通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、感染予防の観点から、子どもの居場所としての機能が十分に果たせない時期があったが、利用世帯の状況に応じて、自宅への教材送達等を行い、事業の継続を図り、また、学習支援についても、受験当日に遅れないよう同行支援するなど、効果的かつ丁寧な対応を実施したため。	1-6-6 貧 2-2-2 貧

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通じた 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
2-5-8 放課後子ども教室推進事業	青少年課	小学生が、放課後に安全で充実した生活を送ることができるよう、小学校の施設を活用し、地域のボランティアの協力を得て、勉強、スポーツ、文化活動、交流活動を実施する事業です。	放課後スタッフの高齢化やPTA解散の影響から、令和5年度は放課後子供教室が開催できない小学校もありましたが、新たなスタッフを集い、全校で開催することができました。 令和6年度 ・延べ実施日数 660日(全校延べ) ・延べ参加者数 21,937人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大や放課後スタッフ不足の影響など、計画策定時には予想できない要因もありましたが、多くの児童の放課後の居場所としての役割を果たすことができました。	3	スタッフ不足等の影響等により各小学校で開催日数が異なるものの、計画期間を通して、全小学校において事業を実施できたため。	1-6-4 次

基本目標３ 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。
 このような保育ニーズの高まりに対応していけるよう、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境をつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
3-1-1 ミュージックチャイム（タヤけこやけ）事業	広報プロモーション課	子どもたちが日没前に安全に帰宅できるよう、「タヤけこやけ」を1月～3月、10月～12月は午後4時30分から、4月～9月は午後5時30分から防災行政無線を活用して放送する事業です。	防災行政無線を活用し、「タヤけこやけ」を10月～12月は午後4時30分から、4月～9月は午後5時30分から放送しました。	防災行政無線を活用し、「タヤけこやけ」を10月～12月は午後4時30分から、4月～9月は午後5時30分から引き続き放送しました。	3	計画期間を通して、子どもたちの安全な帰宅を促すための放送を年間通して予定どおり実施できたため。	掲載無し
3-1-2 青色回転灯パトロールカー巡回事業	防災安全課	子どもたちの安全を確保するため、青色回転灯を装着したパトロールカーにより、小・中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを実施する事業です。	毎週月曜日から金曜日までの5日間、午後1時15分から6時15分まで、警視庁の運転許可証を取得した職員が市内全域を廻り、子どもの見守り及び不審者等を警戒しました。	毎週月曜日から金曜日までの5日間、午後1時15分から6時15分まで、警視庁の運転許可証を取得した職員が市内全域を廻り、子どもの見守り及び不審者等を警戒しました。	3	計画期間を通して、青色回転灯パトロールカーにより、小・中学校及び学童保育所等を中心に防犯パトロールを実施し、子育てを行う安全・安心な環境の確保に寄与できたため。	3-4-3 次
3-1-3 安全安心情報送信サービス	防災安全課	不審者出没情報などの子どもの安全に関する情報のほか、気象、地震など災害に関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールで送信する事業です。	犯罪情報などを電子メール配信サービスの「安全安心情報送信サービス」の登録者に送付しました。 令和6年度は47件のメールを送信しました。	犯罪情報などを電子メール配信サービスの「安全安心情報送信サービス」の登録者に送付しました。	3	計画期間を通して、犯罪情報などの情報提供があった際に迅速にメールにより情報提供を行い、子育てを行う安全・安心な環境の確保に寄与できたため。	3-4-4 次
3-1-4 交通安全施設管理事業	都市基盤課	通学路における児童・生徒の登下校時等の安全を確保するために、関係課や警察と連携し、通学路標識をはじめとする交通安全施設の改善対策を実施する事業です。	道路反射鏡補修 8基 区画線補修 7,356.42m（98路線） 交差点鉸補修 1基 カラー舗装補修 グリーンベルト以外 18.32㎡（6路線）、グリーンベルト 43.40m（3路線） その他補修等 40件 道路反射鏡の清掃 1,304基	道路反射鏡補修 45基 警戒標識補修 4基 区画線補修 33,943.25m 交差点鉸補修 11基 カラー舗装補修 グリーンベルト以外 371.46㎡、グリーンベルト 1,320.1m その他補修等 158件 道路反射鏡の清掃 6,462基	3	計画期間を通して、市道の定期的な点検をはじめ、通学路合同点検、その他市民等からの要望により、市道の道路附属物等の交通安全施設を補修するなど適正な維持管理に努めるとともに、警察と連携し、事故発生状況に応じた安全対策を実施できたため。	3-4-6 次
3-1-5 公園管理・狭山緑地管理・こども広場管理事業	都市基盤課	子どもの遊び場及び市民の憩いの場として、公園を整備する事業です。	子どもの遊び場の充実を図るため、桜が丘一丁目公園の遊具を更新しました。また今後の市内の公園等の適切な維持管理及び再整備を進めるための計画策定の検討を実施しました。	〈改修（更新）〉 令和3年度：高木公園（部分） 令和4年度：高木公園、狭山緑地、上仲原公園 令和5年度：末広公園、狭山緑地 令和6年度：桜が丘一丁目公園 〈開園〉 令和6年度：清原中央公園、からぼり緑道公園	3	計画期間を通して、公園では、猛暑対策としてパーゴラ・ベンチ等の休憩スペースの新設や、遊び場を充実させるために遊具等の更新や改修ができたため。	3-4-5 次

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
3-1-6 通学路防犯カメラ設置・維持管理事業	教育総務課	通学路における子どもの安全確保・犯罪抑止に寄与するため、防犯カメラを設置し、維持管理する事業です。	市内小学校10校の通学路に、防犯カメラを合計70台設置しています。業務委託による保守点検を行い、適切な維持管理に努めました。	市内小学校10校の通学路に、令和3年度より防犯カメラを20台追加し、合計70台設置しています。業務委託による保守点検を行い、適切な維持管理に努めました。	3	計画期間を通して、防犯カメラの保守点検を実施し、適切な維持管理に努めることができ、また、登下校時の子どもたちの安全確保や犯罪抑止に寄与できたため。	3-4-1 次
3-1-7 スクールガード事業	教育総務課	交通安全に理解と熱意を持つ方を学校安全ボランティアとして依頼し、登下校時において、交通整理をしながら、児童・生徒の見守り活動を実施する事業です。	地域の方々によるボランティアのスクールガードは、通学路で子どもたちの見守り活動を行いました。活動にあたっては、万が一の負傷等に備えて、市で保険に加入するとともに、活動に必要な物品等を貸与し、適切な見守り活動が実施できるよう努めました。	地域の方々によるボランティアのスクールガードは、通学路で子どもたちの見守り活動を行いました。活動にあたっては、万が一の負傷等に備えて、市で保険に加入するとともに、活動に必要な物品等を貸与し、適切な見守り活動が実施できるよう努めました。	3	計画期間を通して、スクールガードによる通学路の見守り活動により、登下校時の児童・生徒の安全確保を図ることができたため。	3-1-6 次 3-4-2 次
3-1-8 青少年対策事業（あいさつ・見守り・パトロール）	青少年課	防犯パトロールなど、青少年を非行や犯罪等から保護する活動を行っている、青少年対策地区委員会へ助成する事業です。	各地区において、コロナ禍前の活動水準に戻りました。ほとんどの地区で夜間パトロールを行い、児童が参加できる様々なイベントを開催することができました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、防犯パトロール等の活動を中止した地区もありましたが、各地区で工夫をしながら事業を実施しました。	3	計画期間を通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響はあったが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は各地区委員会が活動を再開し、必要な物品の購入の支援できたため。	1-7-12 次 3-1-2 次
3-2-1 男女共同参画推進事業	地域振興課 (市民生活課)	「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」に定められた東大和市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画について市民及び事業者の理解が深まるよう取り組む事業です。	男女共同参画に関するパネル展の開催、広報・啓発活動を実施しました。また、「女性のための法律相談」、「女性のための悩みごと相談」を実施し、相談業務の充実に努めました。	「女性のための法律相談」、「女性のための悩みごと相談」を新たに開始しました。また、男女共同参画に関するパネル展の開催、広報・啓発活動の更なる充実の取組に努めました。	3	計画期間を通して、新規事業として「女性のための法律相談」、「女性のための悩みごと相談」を開始し、周知・啓発活動の更なる充実に努めることができたため。	3-2-12 次・少
3-3-2 赤ちゃん・ふらっと整備事業	子育て支援課	乳幼児とその保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替え等ができる設備を、公共施設や民間施設内に設置する事業です。	庁内に設置している赤ちゃん・ふらっとについては、清掃を定期的の実施し備品の確認を行うなど、子どもを連れの方が安心して利用できるよう整備に努めました。市内の事業所については、事業の啓発に努めました。	5年間を通して子どもを連れの方が安心して利用できるよう維持管理するとともに、市内の事業者に対して事業の啓発に努めました。	3	計画期間を通して、公共施設の赤ちゃん・ふらっとを快適に利用できるよう維持管理に努め、市内事業所に啓発できたため。	1-2-23 次

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通じた 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
3-3-3 東大和市子どもと大人のやくそく (東大和市子ども・子育て憲章) 啓発推進事業 【再掲】	子育て支援課	【再掲】 令和2(2020)年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)を制定し、周知、啓発する事業です。	【再掲】中央公民館「夏休み☆みんなでつくる遊空間」事業への参加、産業まつりでの出展及び市内活動団体が主催する東大和ビールフェストに参加することで周知、啓発しました。 人権週間(12月4日～10日)に市役所1階ロビーにて、憲章に関する展示を実施しました。 憲章啓発品としてカレンダーを作成し、産業まつりでの参加者への配布のほか、市内公共施設、市内小・中学校に配布し、掲示を依頼しました。	【再掲】 市内で開催されたイベント等への参加、啓発品の配布を通して周知、啓発を図りました。	3	【再掲】 計画期間を通して、多くの市民の参加があり、周知、啓発できたため。	1-7-4 こ 2-1-1 こ
3-4-1 サポートルーム事業 【再掲】	教育指導課	【再掲】 不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、個別・集団・訪問指導体制のもと、生活指導及び学習指導等により、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた適切な指導を実施する事業です。	【再掲】 不登校・不登校傾向にある児童・生徒を対象に支援しました。 〈実績等〉入室児童・生徒数20人	【再掲】 各関係機関と不登校への早期対応及び不登校が長期化している児童・生徒についての情報共有とともに、対象児童・生徒への様々な対応を図りました。	3	【再掲】 計画期間を通して、不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対し、生活指導及び学習指導等を実施し、学校復帰を前提とした適切な指導ができたため。	1-8-2 次

基本目標 4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

次代を担う子どもや若者たちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。

すべての子どもや若者たちの最善の利益が守られ、健やかに学び成長でき、社会の一員として自立に向かっていける地域をつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
4-1-1 受験生チャレンジ支援事業	福祉推進課 (地域福祉課)	高校・大学等の受験に備え、受験料及び学習塾等の受講料を貸付し、一定所得以下の世帯の子どもを支援する東京都社会福祉協議会の「受験生チャレンジ支援貸付事業」の相談、申請支援及び広報等を行い、利用促進を図る事業です。	学習塾受講料 41件 8,046千円 受験料 47件 1,709千円	直近5年間の貸付決定件数は平均85件で、それ以前の5年間の平均である約77回と比較し、利用が増えました。	3	本事業の対象となる世帯が、貸付制度を円滑に利用できるよう、東大和市社会福祉協議会に申請、相談、広報等を委託し支援したため。	2-2-5 貧
4-1-2 就学支援シート活用事業 【再掲】	教育指導課	【再掲】 就学前の新1年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を通じて、就学前機関と小学校、保護者が互いに連携することを目指す事業です。	【再掲】 就学支援シート回収数 168部 (新1年生総数 655人)	【再掲】 ホームページに就学支援シートの様式等を掲載するなど、就学支援シートの更なる活用について周知を図り、就学前機関と小学校、保護者等の連携の促進について、継続して実施しました。	3	【再掲】 計画期間を通して、小学校新1年生の保護者を対象に、就学支援シートの周知及び配布を実施し、また、提出された就学支援シートに基づき、児童の実態把握や適切な支援を実施できたため。	1-3-2 次
4-2-1 小・中学生対象人権啓発事業	地域振興課 (市民生活課)	人権の花運動や人権作文コンテスト、子どもからの人権メッセージ発表会への小・中学生の参加を促すことで、人権尊重思想の醸成を図る事業です。	「人権の花」運動、人権作文コンテスト、人権メッセージ発表会を実施しました。これらの行事への参加を通じて人権尊重思想の醸成を図りました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で休止していた人権に関する行事が新型コロナウイルス感染症の5類移行後は再開し、児童・生徒の行事への参加を通じて人権尊重思想の醸成を図ることができました。	3	計画期間を通して、児童・生徒の人権に関する行事への参加を通じて、人権尊重思想の醸成を図ることができたため。	2-1-3 こ・若
4-2-2 中学生の「税についての作文」コンクール事業	課税課	全国納税貯蓄組合連合会・国税庁が主催の中学生の「税についての作文」コンクール及び全国間税会総連合会が主催の「税の標語」を通じ、租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養う事業です。	租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うため「税についての作文」及び「税の標語」を募集しました。「作文」については578作品、「標語」においては1,382作品の応募があり、優秀作品には市長賞を授与しました。	継続して事業を実施することができました。	3	計画期間を通して、税務署等と協力し事業を実施することで、租税の意義や役割を正しく理解してもらえたため。	掲載無し
4-2-3 社会を明るくする運動（更生保護事業）	福祉推進課 (地域福祉課)	法務省の主唱で、更生保護について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を実施する事業です。	①落ち葉掃きボランティアに参加し啓発活動を実施しました。 ②駅頭で啓発物品を配布しPR活動を行いました。 ③中学校区ごとにミニ集会を実施しました。 ④青少年の更生に関する相談会を実施しました。 ⑤東やまと産業まつりで啓発活動を実施しました。	駅頭におけるPR活動や、地域で協力する取組である落ち葉掃きなどの地域別清掃活動に参加するなど、活動内容を工夫していくことで、活動を維持しながら積極的なPRが実施できました。	3	計画期間を通して、推進委員と協力しながら、活動を継続できたため。	1-7-11 次

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した 実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
4-2-4 明るい選挙ポスターコンクール事業	選挙管理委員会事務局	小・中学生を対象に、明るい選挙ポスターコンクール及び同ポスター展を実施し、政治参加の重要性や選挙の意義について啓発する事業です。	市内の小学校から、明るい選挙ポスターコンクールに応募がありました。これに伴い、ポスター展を実施しました。	市内の小・中学校から、明るい選挙ポスターコンクールに多くの応募がありました。これに伴い、毎年度ポスター展を実施しました。	3	計画期間を通して、当該事業を実施し、啓発できたため。	掲載無し
4-2-5 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）啓発推進事業 【再掲】	子育て支援課	【再掲】令和2（2020）年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）を制定し、周知、啓発する事業です。	【再掲】中央公民館「夏休み☆みんなでつくる遊空間」事業への参加、産業まつりでの出展及び市内活動団体が主催する東大和ビールフェストに参加することで周知、啓発を行いました。人権週間（12月4日～10日）に市役所1階ロビーにて、憲章に関する展示を行いました。憲章啓発品としてカレンダーを作成し、産業まつりでの参加者への配布のほか、市内公共施設、市内小・中学校に配布し、掲示を依頼しました。	【再掲】市内で開催されたイベント等への参加、啓発品の配布を通して周知、啓発を図りました。	3	【再掲】計画期間を通して、多くの市民の参加があり、周知、啓発できたため。	1-7-4 こ 2-1-1 こ
4-2-6 親子の環境教室事業（施設見学会）	環境対策課	小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を実施し、環境問題に対する意識を啓発する事業です。	水辺環境の啓発の一環として、小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を開催しました。場所：葛西臨海水族園 参加者数：25人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、3年間で中止しましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、募集方法や見学場所、専門家による講座など、効果的な実施方法を精査しつつ、実施できました。	2	5年間のうち3年間で新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止したが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後については事業を実施できたため。	1-4-2 次
4-2-7 消費者保護対策事業	地域振興課（市民生活課）	消費生活に係る知識の向上と消費者被害の防止に努めることを目的に、青少年を含む市民に意識啓発する事業です。	小学校6年生及び中学校3年生の生徒に対し、消費者啓発冊子を配布しました。また、消費者庁が実施する消費者月間に併せて、若年層向けパネル展を市役所1階入口ホールにおいて実施しました。	市内小学校及び中学校の生徒に対し、消費者啓発冊子を配布する取組を実施しました。また、消費者庁が実施する消費者月間に併せて、若年層向けパネル展を市役所1階入口ホールに加え、市民センターや公民館においても実施しました。	3	計画期間を通して、若年層に向けた消費知識の周知のために、市内の各地で幅広く啓発活動を実施できたため。	1-7-7 次・若
4-2-8 成人式事業	生涯学習課（青少年課）	新成人の門出を祝うとともに、それぞれの自主性を尊重し、また、大人としての自覚を促す機会となる場を提供する事業です。	式典を開催し、592人が出席しました。式典後の二十歳の成人式実行委員会による催し物では、恩師からのビデオメッセージの上映と、手紙の読み上げ、景品が当たる抽選会を実施しました。	式典及び二十歳の成人式実行委員会による催し物を実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、式典を中止とした年度や二部制で実施した年度については、動画配信を行う等、代替措置を実施しました。	3	計画期間を通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じつつ、式典及び二十歳の成人式実行委員会による催し物等を実施できたため。	1-7-8 次・若

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
4-2-9 小・中学生の広島派遣事業	生涯学習課 (市民生活課)	平和学習及び広島派遣事業や平和市民のつどいを通じ、若い世代の平和意識の高揚を図るための事業です。	東大和市・東村山市の小・中学生20人が、地域の戦争・平和学習として、東村山ふるさと歴史館や旧日立航空機株式会社変電所等を見学し、身近な地域が戦争の脅威にさらされていたことを学習しました。また、広島派遣事業として、被爆者体験講話の聴講や平和記念式典への参列等、広島にて平和学習を行いました。事業を通して勉強し、分かったことや気づいたこと、そこから感じたこと、思ったこと等を東大和市にて開催した平和市民のつどい及び東村山市にて開催した平和のつどいにて報告しました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で広島派遣が実施できなかった年度はあったが、5年間を通して、東大和市・東村山市の小・中学生に、地域の戦争・平和学習として、身近な地域が戦争の脅威にさらされていたことを学習し、平和記念式典への参列等、広島にて平和学習を行うことができました。東大和市の平和市民のつどい及び東村山市の平和のつどいにて報告も行いました。	3	計画期間を通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で広島派遣が実施できなかった年度はあったが、多くの小・中学生が本事業に参加し、平和意識の高揚を図ることができたため。	1-5-4 次
4-2-10 青少年問題協議会事業	青少年課	東大和市青少年健全育成方針策定等の協議をはじめ、青少年問題を総合的にとらえ、青少年の健全育成を図る事業です。	青少年育成方針の策定、若者育成支援強調月間に伴う啓発活動、東大和市善行青少年の表彰を実施しました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、駅前での啓発活動は中止とした年度もありましたが、そのほかの青少年育成方針の策定、若者育成支援強調月間に伴う啓発活動、東大和市善行青少年の表彰は実施しました。	3	計画期間を通して、青少年育成方針の策定、若者育成支援強調月間に伴う啓発活動、東大和市善行青少年の表彰を実施できたため。	1-8-7 次 3-1-5 次
4-2-11 青少年対策事業 【再掲】	青少年課	【再掲】市内の小学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会（10地区）の実施事業に対し助成等を実施し、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	【再掲】市の助成を利用し、「東やまとの青少年」発行のため、東やまとの青少年編集委員会を開催しました。また、東京都の地区委員会アドバイザー派遣を利用し、地区合同の研修を実施しました。	【再掲】市からの助成を利用し、各地区が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新しい生活様式を踏まえながら、活動可能なものについて実施しました。「東やまとの青少年」発行のため、東やまとの青少年編集委員会を実施しました。また、地区合同の研修を実施しました。	3	【再掲】計画期間を通して、「東やまとの青少年」の発行および、合同研修を開催できたため。	1-7-12 次 3-1-2 次
4-2-12 公民館5館合同事業「夏休み☆みんなでつくる遊空間」	中央公民館 (生涯学習課)	子どもを対象とした講座を開催し、子どもたちが様々な体験ができる機会を提供する事業です。	開催回数 39回 延参加者数 1,165人（参加者745人、スタッフ353人、自習コーナー67人） 期間 7月20日（土）～8月16日（金）	令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から規模の縮小や感染対策を行い実施しました。令和5年度からは、参加者、ボランティアやスタッフも従前の内容で実施しました。令和6年度は、LoGoフォームを活用し、多くの方に参加の機会を促しました。	3	計画期間を通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から規模の縮小や感染対策を行い、工夫して実施でき、また、より多くの方の参加を図るために、LoGoフォームを活用し、24時間受け付け可能とし、参加者増となったため。	1-5-6 次

基本目標 5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

障害のある児童等、配慮が必要な子どもについては、子どもや保護者のニーズに応じ、子どもの特性に合わせた継続的で適切な支援が必要です。

児童虐待については、地域社会が一体となって児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むことが必要です。

経済的困難を抱える等、貧困の状況にある子どもや保護者、子育て家庭の支援については、国が示す方向性等を踏まえながら、関係機関と連携して相談や負担軽減などの支援施策を行うことで、総合的な対応を図ります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通じた実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
5-1-1 児童虐待対応事業	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの提供・調整及び子どもと家庭を支援するネットワークの構築等により、児童虐待の未然防止、早期発見及び対応を実施する事業です。 市民等から虐待の通告があった場合、原則48時間以内に児童の安否確認を実施します。ケースに応じ、福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関と連携しながら支援します。	児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談等実施しました。 (児相虐待) 新規相談件数 152件 延相談件数 7,816件 また、個別ケースの相談支援に関わるチームケア会議を開催しました。 (チームケア会議) 開催回数 36回	児童虐待に関する相談は増加傾向にあります。必要に応じて、各関係機関とチームケア会議等により連携し、児童虐待の防止に努めました。	3	計画期間を通して、各関係機関との連携等により、重篤な事案の発生はなく、関係機関と密に連携したため。	2-4-1 次
5-4-1 児童発達支援事業 【再掲】	障害福祉課	【再掲】 就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する事業です。	【再掲】 当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定しました。 実利用人数 86人	【再掲】 当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定しました。	3	【再掲】 5年間を通して、適切な相談対応及び支給決定したため。	2-3-2 次
5-4-2 放課後等デイサービス事業 【再掲】	障害福祉課	【再掲】 就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供する事業です。	【再掲】 当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定しました。 実利用人数 233人	【再掲】 当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定しました。 実利用人数 472人	3	【再掲】 計画期間を通して、適切な相談対応及び支給決定を継続したため。	1-6-5 次 2-3-5 次
5-4-3 障害児相談支援事業	障害福祉課	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス等利用計画を作成する事業です。なお、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画を見直します。	当事者及び保護者の相談に応じ、円滑にサービス利用できるよう適切に支給決定しました。 実利用件数 延705件	当事者及び保護者の相談に応じ、円滑にサービスが利用できるよう適切に支給決定しました。	3	計画期間を通して、適切な相談対応及び支給決定したため。	2-3-3 次
5-4-4 発達障害者支援連絡会	障害福祉課	発達障害者支援連絡会を通して、庁内関係機関と情報連携を実施し、相談支援の充実を図ります。	障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築を目指し、令和6年度は2回連絡会を開催しました。 ①実施日 令和6年7月17日 (水) 参加者14人 ②実施日 令和7年2月5日 (水) 参加者11人	発達障害者支援連絡会を開催することで、庁内関係機関と情報連携を実施し、相談支援の充実を図りました。	3	計画期間を通して、連絡会を開催し、発達障害について知識を深められたため。	2-3-6 次

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和6年度の実施状況	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
5-4-5 心身障害児福祉手当支給事業	障害福祉課	20歳未満の障害のある児童を養育している方に手当を支給し、障害児の福祉の増進を図る事業です。	支給対象児童の養育者に対し、適切に手当を支給できました。	支給対象児童の養育者に対し、適切に手当を支給できました。	3	計画期間を通して、支給対象児童の養育者に対し、適切に手当が支給できたため。	2-3-9 次
5-4-6 乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談事業（障害の早期発見）	健康推進課 （子ども家庭センター）	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障害を早期に発見し、適切に支援する事業です。	発達健診 27回/年 参加者数 延120人 経過観察発達相談 185回/年 参加者数 延366人	発達健診 132回 参加者数 延620人 経過観察発達相談 695回 参加者数 延1,861人	3	計画期間を通して、きめ細やかな相談体制の整備及び関係機関との連携を図り、乳幼児と保護者とのグループ活動を実施し、切れ目ない支援を実施できたため。	1-1-7 次 2-3-1 次
5-4-7 就学相談	教育指導課	市立小学校及び中学校の就学予定者並びに小・中学校に在籍する児童及び生徒のうち、就学相談の申込みをした、心身に障害がある者その他の教育上の特別な支援が必要な者（要支援児童等）に対して適正な就学等の支援を実施する事業です。	就学支援委員会開催回数 30回 相談者数 162人	書面による判定会議やオンラインでの判定会議の実施など、適切な就学支援委員会の運営維持に努めました。	3	計画期間を通して、書面による判定会議やオンラインでの判定会議の実施、就学相談のオンラインでの申込受付の実施など、適切な就学支援委員会の運営維持に努めたため。	1-3-3 次
5-4-8 巡回相談	教育指導課	臨床心理士や特別支援教育士の資格をもった心理相談員が、小・中学校及び幼稚園・保育園を訪問し、特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒に対して行動観察を実施するとともに、教員や保護者へ指導の内容及び方法について助言や相談する事業です。	巡回指導員・巡回相談員による巡回相談件数 1,020件	就学相談等に係るニーズが増加していく中で、支援を必要とする児童・生徒への巡回相談を継続して実施しました。また、専門的見地により教員をはじめとする関係者や保護者への助言や相談等の支援を実施し、継続的に情報を共有しました。	3	巡回指導員や巡回相談員が情報収集や丁寧な行動観察による助言や相談を実施し、本人及び家庭への支援の気づきに繋げ、また、幼稚園・保育施設等への定期的な巡回相談の実施など、関係機関と連携を取りながら必要な支援を継続して実施できたため。	2-3-4 次

IV 第1期東大和市子ども・若者計画

東大和市子ども・若者計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画です。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域におけるネットワークづくりなどの方策について、平成30（2018）年度に実施した東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し策定したものです。

評価については、庁内関係各課において、各事業の実施状況等をもとに、計画期間（令和2年度～6年度）5年間を通した評価を実施しました。

実施状況及び評価の内容については、次ページ以降に掲載しています。

【参考】子ども・若者育成支援推進法（抜粋）
（市町村子ども・若者計画）

第九条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

次代を担う子どもや若者たちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。

すべての子どもや若者たちの最善の利益が守られ、健やかに学び成長でき、社会の一員として自立に向かっていける地域をつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
4-3-1 精神障害者地域生活支援センター（ウェルカム）事業	障害福祉課	精神障害者を対象として、基礎的事業と地域活動支援センターI型の事業を実施するとともに、計画相談支援、地域相談支援を実施する事業です。	交流室の利用、電話・面接による相談、各プログラムの実施や計画相談を実施しました。	2	過去18歳未満の方の利用実績はありませんでした。 対象者が18歳到達時、障害者総合支援法に移行する切れ目ない支援についての役割について、引き続き検討していくため。	2-3-7 次・若 2-5-3 若
4-3-2 (仮称)子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業	子ども未来部	子どもや若者たちへの切れ目のない支援施策の推進を図るため、地域共生の視点で地域ネットワークを構築する事業です。	ネットワーク会議を開催できませんでした。	0	未実施のため	掲載無し
4-3-3 生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉課	東大和市くらし・しごと応援センターそえるを設置し、生活困窮者の就労、その他の自立に関する相談支援業務を業務委託により実施する事業です。	生活困窮者に対する相談業務、就労支援業務、就労準備支援業務、家計改善支援業務を実施しました。	3	計画期間を通して、新規相談受付件数として、国の示す目安値を超える件数に対応し、一定の成果を上げられたため。	2-5-2 若・貧
4-3-4 就労支援事業費	地域活性課	「東大和市就職情報室」において、雇用機会の確保に努めるとともに、東京しごと財団（しごとセンター多摩）や立川公共職業安定所（ハローワーク立川）が実施する「就職面接会・セミナー」の開催を支援する事業です。	立川公共職業安定所と共同で市役所に「東大和市就職情報室」を設置し、求人情報の提供や就職相談を実施しました。また、東京しごと財団や立川公共職業安定所と共催で、東大和市周辺の企業の人事担当者と直接面接することができた「就職面接会・セミナー」を開催しました。	3	計画期間を通して、就職情報室の利用促進や面接会等の実施により、市民の雇用機会の確保に努めたため。	1-9-1 若

基本目標5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

障害のある児童等、配慮が必要な子どもについては、子どもや保護者のニーズに応じ、子どもの特性に合わせた継続的で適切な支援が必要です。

児童虐待については、地域社会が一体となって児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むことが必要です。

経済的困難を抱える等、貧困の状況にある子どもや保護者、子育て家庭の支援については、国が示す方向性等を踏まえながら、関係機関と連携して相談や負担軽減などの支援施策を行うことで、総合的な対応を図ります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
5-2-1 (仮称)子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業 【再掲】	子ども未来部	【再掲】 子どもや若者たちへの切れ目のない支援施策の推進を図るため、地域共生の視点で地域ネットワークを構築する事業です。	【再掲】 ネットワーク会議を開催できませんでした。	0	【再掲】 未実施のため	掲載無し

V 第1期東大和市子どもの貧困対策計画

東大和市子どもの貧困対策計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村における子どもの貧困対策についての計画です。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されことなく、健やかに育成される環境の整備に向け、子どもの居場所づくりや学習支援などの方策について、平成30（2018）年度に実施した東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し策定したものです。

評価については、庁内関係各課において、各事業の実施状況等をもとに、計画期間（令和2年度～6年度）を通しての評価を実施しました。

実施状況及び評価の内容については、次ページ以降に掲載しています。

【参考】こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）
（都道府県計画等）

第十条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

基本目標1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊産婦や子育て家庭が感じる孤立感、子育ての負担感を減らし、安心して子育てができるよう、すべての子ども及び子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要です。

妊産婦や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭を取り巻く様々な生活課題への相談等に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、出産・子育ての不安を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる仕組みをつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの 貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
1-4-2 子ども食堂運営補助事業	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	東京都が実施する「子供食堂推進事業」を活用し、東大和市社会福祉協議会を通してこども食堂運営団体に補助金を支出することにより、地域のこども食堂を支援する事業です。	市内のこども食堂運営団体の負担軽減を図るため、東大和市社会福祉協議会と連携し、こども食堂を支援しました。	3	計画期間を通して、東大和市社会福祉協議会と連携し、利用促進及び活動の充実に努めることができたため。	3-1-7 貧

基本目標2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの 貧困対策計画 少：少子化対策
2-4-2 児童扶養手当支給事業	子育て支援課	児童扶養手当を対象者に支給し、ひとり親家庭や父母に一定の障害がある家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の推進を目指す事業です。	法令に基づきひとり親家庭や父母に一定の障害がある家庭を対象に、児童扶養手当を支給しました。	3	計画期間を通して、ひとり親家庭またはそれに準ずる家庭の生活の安定と向上及び自立を目的に、手当を支給し、児童の福祉の増進に努めたため。	3-3-9 貧
2-4-3 児童育成手当支給事業	子育て支援課	児童育成手当を対象者に支給し、ひとり親家庭や父母・児童に一定の障害がある家庭の児童の心身の健やかな成長に寄与するとともに、児童の福祉の推進を目指す事業です。	法令に基づきひとり親家庭や父母・児童に一定の障害がある家庭を対象に、児童育成手当を支給しました。	3	計画期間を通して、ひとり親家庭またはそれに準ずる家庭に手当を支給し、児童の福祉の増進に努めたため。	2-3-8 次・貧 3-3-10 貧
2-4-7 ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭等に対し、健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については一部負担金相当額を差し引いた自己負担分の金額を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。	ひとり親家庭等に対し、父母又は養育者及び児童に係る医療費を助成しました。	3	計画期間を通して、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ったため。	3-3-8 貧
2-5-3 子ども食堂運営補助事業 【再掲】	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	【再掲】 東京都が実施する「子供食堂推進事業」を活用し、東大和市社会福祉協議会を通してこども食堂運営団体に補助金を支出することにより、地域のこども食堂を支援する事業です。	【再掲】 市内のこども食堂運営団体の負担軽減を図るため、東大和市社会福祉協議会と連携し、こども食堂を支援しました。	3	【再掲】 計画期間を通して、東大和市社会福祉協議会と連携し、利用促進及び活動の充実に努めることができたため。	3-1-7 貧

基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

次代を担う子どもや若者たちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていく必要があります。

すべての子どもや若者たちの最善の利益が守られ、健やかに学び成長でき、社会の一員として自立に向かっていける地域をつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
4-3-2 (仮称) 子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業	子ども未来部	子どもや若者たちへの切れ目のない支援施策の推進を図るため、地域共生の視点で地域ネットワークを構築する事業です。	ネットワーク会議を開催できませんでした。	0	未実施のため	掲載無し
4-3-3 生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉課	東大和市暮らし・しごと応援センターそえるを設置し、生活困窮者の就労、その他の自立に関する相談支援業務を業務委託により実施する事業です。	生活困窮者に対する相談業務、就労支援業務、就労準備支援業務、家計改善支援業務を実施しました。	3	計画期間を通して、新規相談受付件数として、国の示す目安値を超える件数に対応し、一定の成果を上げられたため。	2-5-2 若・貧

基本目標5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

障害のある児童等、配慮が必要な子どもについては、子どもや保護者のニーズに応じ、子どもの特性に合わせた継続的で適切な支援が必要です。

児童虐待については、地域社会が一体となって児童虐待の未然防止・早期発見に取り組む必要があります。

経済的困難を抱える等、貧困の状況にある子どもや保護者、子育て家庭の支援については、国が示す方向性等を踏まえながら、関係機関と連携して相談や負担軽減などの支援施策を行うことで、総合的な対応を図ります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
5-2-1 (仮称) 子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業 【再掲】	子ども未来部	【再掲】 子どもや若者たちへの切れ目のない支援施策の推進を図るため、地域共生の視点で地域ネットワークを構築する事業です。	【再掲】 ネットワーク会議を開催できませんでした。	0	【再掲】 未実施のため	掲載無し
5-2-3 子ども食堂運営補助事業 【再掲】	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	【再掲】 東京都が実施する「子供食堂推進事業」を活用し、東大和市社会福祉協議会を通して子ども食堂運営団体に補助金を支出することにより、地域のこども食堂を支援する事業です。	【再掲】 市内のこども食堂運営団体の負担軽減を図るため、東大和市社会福祉協議会と連携し、こども食堂を支援しました。	3	【再掲】 計画期間を通して、東大和市社会福祉協議会と連携し、利用促進及び活動の充実に努めることができたため。	3-1-7 貧
5-2-4 母子・父子福祉資金貸付事業	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	ひとり親家庭が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金を貸付ける事業です。	都内に6か月以上居住しているひとり親家庭の母又は父等で20歳未満の児童を扶養している方に、児童の修学資金、就学支度資金、生活資金等を貸付けました。	3	計画期間を通して、計画的な収支による無理のない償還計画まで含めた面接を実施し、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図ったため。	3-3-6 貧
5-2-5 母子家庭等自立支援給付金支給事業	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発や資格取得の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る事業です。	就業に結び付きやすい能力開発や資格取得のために講座の受講や養成機関に入学するひとり親家庭の親に対し、経費の一部や、修業と生活の両立を支援するための給付金を支給しました。	3	計画期間を通して、ホームページへの掲載や児童扶養手当現況届のお知らせに制度案内を同封するなど制度の周知方法を工夫して、利用促進に努めたため。	3-3-2 貧
5-2-6 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその児童に対し、高等学校卒業程度認定試験の合格を目的として受講した講座費用の一部及び合格時給付金を支給し、ひとり親家庭の自立及び生活の安定を図る事業です。	高等学校卒業程度認定試験の合格を目的とした講座の費用の一部支給することで、効果的な学び直しを支援しました。	2	計画期間を通して、事業の周知及び継続が十分ではなかったため。	3-3-5 貧
5-2-7 母子・父子自立支援プログラム策定事業	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	児童扶養手当受給者等に対し、経済的自立を支援するためのプログラムを策定し、各種就業支援事業を活用して経済的自立を支援する事業です。	経済的自立を希望する児童扶養手当受給者等に対し、各種就業支援事業の活用等による、個別事情に応じた自立支援プログラムを策定し、継続的な就労支援等を実施しました。	3	計画期間を通して、事業の周知に努め、また、児童扶養手当現況届の提出時期に合わせ、ハローワークとの共催により就労支援相談を実施し、経済的自立について支援したため。	3-3-3 貧

整理番号・事業名	担当課	施策概要	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
5-2-8 母子生活支援施設保護事業	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	18歳未満の児童を養育している母子家庭の母が、様々な問題により十分に児童を養育できない等の場合に、母子を母子生活支援施設に入所させ、自立促進のための生活支援を実施する事業です。	該当者はありませんでした。	2	計画期間を通して、該当者がいなかったため。	3-3-7 貧
5-2-9 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	20歳未満の児童がいるひとり親家庭において、生活環境の激変により日常生活を営むことに支障が生じている場合や保護者の技能習得のための通学や就業等の理由により、ヘルパーを派遣して日常生活の援助を実施する事業です。	生活環境の激変により日常生活を営むことに支障が生じている場合や保護者の技能習得のための通学や就業等の理由により、生活援助、育児等の支援を必要とするひとり親家庭に対し、ヘルパーを派遣しました。	3	計画期間を通して、ホームページへの掲載や児童扶養手当現況届のお知らせに制度案内を同封するなど制度の周知方法を工夫して、利用促進に努めたため。	3-3-4 貧
5-2-10 助産実施事業	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	保健上、入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、助産施設における分娩に要した費用を助成する事業です。	助産施設での出産に要する費用を支払うことが経済的に困難な妊産婦に対し、助産施設における分娩に要した費用を助成しました。	3	計画期間を通して、助産施設における分娩に要した費用を助成し、母子の福祉の増進に努めたため。	掲載無し
5-3-1 受験生チャレンジ支援事業	福祉推進課 (地域福祉課)	高校・大学等の受験に備え、受験料及び学習塾等の受講料の貸付し、一定所得以下の世帯の子どもを支援する東京都社会福祉協議会の「受験生チャレンジ支援貸付事業」の相談、申請支援及び広報等を行い、利用促進を図る事業です。	直近5年間の貸付決定件数は平均85件で、それ以前の5年間の平均である約77回と比較し、利用が増えました。	3	計画期間を通して、本事業の対象となる世帯が、貸付制度を円滑に利用できるよう、東大和市社会福祉協議会に申請、相談、広報等を委託し支援したため。	2-2-5 貧 2-6-2 貧
5-3-2 実費徴収に係る補足給付事業	保育課	低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費(副食の提供に限る)に係る費用の一部を助成する事業です。	実費徴収に係る補足給付費補助金を交付し、幼稚園に支払う給食費等の負担を軽減した保護者数は、5年間を通して延べ2,653人になりました。	3	計画期間を通して、対象となる子どもがいる世帯の保護者に対して、副食費分の補助金を交付できたため。	2-2-1 子・貧
5-3-3 無料学習塾の支援	子育て支援課	市民センター等において、市民ボランティアが企画・運営している無料学習塾に対して、会場の確保及びチラシの配布などを支援します。	令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで、市民ボランティアの希望に沿った会場確保できましたが、令和5年度からは、ボランティア講師の高齢化に伴い、企画・運営が困難となり、無料学習塾を開催できませんでした。	1	令和5年度以降、無料塾を開催できなかったため。	掲載無し
5-3-4 子ども食堂運営補助事業 【再掲】	子ども家庭支援センター (子ども家庭センター)	【再掲】東京都が実施する「子供食堂推進事業」を活用し、東大和市社会福祉協議会を通して子ども食堂運営団体に補助金を支出することにより、地域の子ども食堂を支援する事業です。	【再掲】市内の子ども食堂運営団体の負担軽減を図るため、東大和市社会福祉協議会と連携し、子ども食堂を支援しました。	3	【再掲】計画期間を通して、東大和市社会福祉協議会と連携し、利用促進及び活動の充実に努めることができたため。	3-1-7 貧

整理番号・事業名	担当課	施策概要	計画期間を通した実施状況	評価	評価の理由	新プランでの整理番号等 子：第3期子ども子育て支援事業計画 次：第2期次世代育成支援行動計画 若：第2期子ども若者計画 貧：子どもの貧困対策計画 少：少子化対策 こ：こども計画
5-3-5 子どもの学習・生活支援事業	生活福祉課	生活保護受給及び生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもへの学習支援、保護者を含む生活習慣・環境の改善に関する助言、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を業務委託で実施する事業です。	ニーズを抱える世帯に対し、関係性を構築しながら、事業を説明し利用に繋げました。また、利用継続のために戸別訪問、電話連絡等によるフォローアップを実施しました。また、保護者に対しては、養育に関する情報提供や各種支援施策を案内しました。小学生から高校生まで、切れ目のない支援による貧困の連鎖防止を目指して、事業に取り組みました。	3	計画期間を通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、感染予防の観点から、子どもの居場所としての機能が十分に果たせない時期があったが、利用世帯の状況に応じて、自宅への教材使送等を行い、事業の継続を図り、また、学習支援についても、受験当日に遅れないよう同行支援を実施するなど、効果的かつ丁寧な対応を実施したため。	1-6-6 貧 2-2-2 貧
5-3-6 被保護者自立促進事業（次世代育成支援）	生活福祉課	生活保護世帯で、高等学校等への進学を目指す中学生及び大学等への進学を目指す高校生に対して、通塾代等の費用を支給上限額の範囲内で支給する事業です。	生活保護世帯の進学率を上げ、貧困の連鎖を防ぐために、支給事業に取り組みました。	3	計画期間を通して、支給事業により被保護者の自立助長を図ったため。	2-2-3 貧
5-3-7 就学援助事業	教育総務課	経済的理由により就学困難な児童の保護者に、教育上必要な経費の一部を援助する事業です。	学用品費等（定額）、新入学学用品費（定額）、給食費、修学旅行費、移動教室費（宿泊を伴うもの）、通学費（該当者のみ）、卒業アルバム・記念文集費（上限15,000円）、等を支給しました。	3	計画期間を通して、児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、対象者への支援を実施したため。	2-2-4 次・貧

VI 計画の成果指標に対する結果

「成果指標」については、次のとおり設定し、次期計画策定に向けて行う予定の東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の結果を踏まえ、評価を行いました。

	指標	区分	計画策定時 平成30年度実績	目標値 令和6年度末	結果 令和6年度末
計画全体	東大和市における 子育て環境や支援 への満足度（5段階 評価で3以上の 割合）	未就学児家庭	78.10%	80.00%	76.40%
		就学児家庭	74.10%	80.00%	73.60%

【評価】

本計画では、基本理念に向けての取組が進んでいるかを測定するため、計画の成果指標を「東大和市における子育て環境や支援への満足度」と設定し、目標値を「80.0%」と決めました。

次期計画策定に向けて令和5年度に実施した東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査によると、「東大和市における子育て環境や支援への満足度」は、未就学家庭で「76.4%」就学児家庭で「73.6%」となり、目標達成となりませんでした。これは、コロナ禍を経て、新しい生活様式や価値観などが社会に浸透してきたことも一つの要因と考えられます。

今後、次期計画を進めるにあたっては、社会の変化を踏まえつつ、子どもの誕生前から青年期まで切れ目のない支援を実施し、より一層地域全体で子育てしやすい環境づくりに努めていきます。

東大和市子ども・子育て未来プラン
(令和2年度～6年度実施状況報告書)

令和7年10月

発行 東大和市子ども未来部子育て支援課
〒207-8585
東大和市中心3丁目930番地
電 話:042-563-2111(代表)
FAX:042-563-5928